

平成 2 7 年

特別会計予算審査特別委員会記録

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

東伊豆町議会

特別会計予算審査特別委員会（第1日目）記録

平成27年3月16日（月）午後2時21分開会

出席委員（6名）

2番	内山 慎一 君	6番	藤井 廣明 君
7番	栗田 成一 君	10番	鈴木 勉 君
12番	居山 信子 君	13番	定居 利子 君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（4名）

水道課長	山口 誠 君	水道課長補佐 兼浄水場係長	鳥澤 清 君
水道課長補佐 兼業務係長	木田 尚宏 君	水道課長 兼管理係長	前田 浩之 君

議会事務局

局長 石井 尚徳 君

開会 午後 2時21分

○臨時委員長（栗田成一君） それでは、委員会を開催いたします。

東伊豆町議会委員会条例第9条第2項の規定に基づき、私が臨時委員長の職務を行います。
どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計予算
審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより委員長選挙を行います。

お諮りいたします。委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（栗田成一君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で
行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時委員長が指名することとしたいと思いま
す。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（栗田成一君） 御異議なしと認めます。したがって、臨時委員長が指名するこ
とに決定しました。

委員長には12番、居山委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時委員長が指名しました12番、居山委員を委員長の当選人
と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（栗田成一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました12番、
居山委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました12番、居山委員が本委員会に出席しておりますので、本
席より告知いたします。

12番、居山委員に委員長就任の御挨拶をお願いをいたします。

○委員長（居山信子君） それでは、今回の特別会計のほうの委員長というふうなことで、非
常に不勉強な委員長ではございますけれども、20年皆さん方と議論をしてきた点を踏まえて

委員長を務めさせていただきたいというふうに思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○臨時委員長（栗田成一君） お願いします。

これで私の役目は終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

委員長には恐れ入りますが、委員長席にお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これより副委員長選挙を行います。

お諮りいたします。副委員長の選出は選挙にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） 御異議なしと認めます。したがって、選出の方法は選挙で行うことに決定しました。

ただいまより選挙を行います。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付・投票）

○委員長（居山信子君） それでは選挙の結果を発表いたします。

栗田成一さん4票、定居利子さん1票、無効票1票。

よって、ただいま副委員長を栗田成一さんが当選をされました。

栗田成一さんが本委員会に出席しておりますので、本席より告知いたします。

それでは7番、栗田成一委員に副委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

○副委員長（栗田成一君） それでは、今、何か指名をされたようでございますので、委員長はベテランでございますから、何かその手助けするなんていうことは全くないと思いますけれども、安心しながら副委員長を務めたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（居山信子君） よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

本委員会に付託されました議案第29号 平成27年度東伊豆町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の全般といたします。

質疑ありませんか。

○6番（藤井廣明君） 5ページの資本的収入及び支出のところですね。これは建設改良費ということで計上されているわけなんです、調査費の5,000万円。この調査費の5,000万円についてもう少し内容をお尋ねしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。具体的に。

○水道課長（山口 誠君） 調査費の5,000万円につきまして、これは稲取地区の今現在あります3号井、この近くを一応試掘調査を行う予定でございます。細野高原で25年度にやりましたけれども、一応やり方としてはその方法、ボーリング調査で口径31センチ、深さは一応300メートルぐらいの井戸掘削を予定をしております。

箇所につきましては3号井付近で、今2カ所候補地があるわけなんですけれども、いずれかどちらかを掘削する予定でございます。

以上でございます。

○6番（藤井廣明君） そうしますと、これは3号井近辺ということが既に決まっているということなんです、既に電気探査をかけられたのでしょうか。それとも、かけていないけれどもこれはやるということでしょうか。その点をまず。

○水道課長（山口 誠君） その3号井付近の候補地の決定の方法についてですが、そこについては電気探査は行っておりません。

当初契約では、細野高原と3号井付近、一応両方の電気探査を行う予定でございました。そういう中で受注業者と打ち合わせをした結果、3号井付近においてはもう既に周辺において井戸の掘削、井戸をもう実際に使用している実績があるということで、あと地形的な状況

とかあと現地を調査した関係などから一応出る可能性が高いということで、電気探査を調査して水があるかどうかを調査するよりは、その調査をする範囲を細野高原のほうに全部、そのやるべき内容を全て細野高原のほうに拡大したほうがいいのではないかということから、当初予定しておりました電気探査を細野高原で全て一応調査をしたという状況でございます。

その3号井につきましては、もう調査しなくても出るという専門業者からの意見もありましたので、そういう地形図や現地調査や地表調査やらあらゆる文献の中から今の2点、2カ所が一応候補地として示されたという内容でございます。

○6番（藤井廣明君） わかりました。

その電気探査の件は了解なんですけど、今度はボーリング調査から入るといような形になるかと思うんですけども、その場合は新たな業者選定をするのかどうか。それとも、従来の業者を使うという形にするのか。新たな業者といような形でどういような入札等々を考えているのかということに関して伺っておきたいと思います。

○水道課長（山口 誠君） 入札は27年度に入ってからできる限り早目に、工期的なこともありますので、早目に入札をしたいなと思っておりますけれども、まだ決定ではありませんが、今の時点では、25年度に行った4業者で行う予定でありますけれども、この辺も少し地元の業者にもちょっと意見を入れながら、ちょっと検討してみたいなというふうには思っています。一応基本的には前回やった業者ということで今考えております。

以上でございます。

○委員長（居山信子君） 6番、よろしいですか。

○6番（藤井廣明君） ええ、もう3回……。

（「いいですよ」の声あり）

○6番（藤井廣明君） いいんですか。その件に関してはとりあえず1回切りたいと思いますけれども、また後で。

○2番（内山慎一君） 今の関連なものだけでも、今課長の中では、地元業者の御意見を参考にとということで、私も一般質問したときに町長もそうお答えしたんですけども、でき得れば、その3号井を施工したときに地元業者がやったといようなこともちょっと聞いているもので、できれば参加業者、今4業者あるね、従来の4業者といことなんだけれども、できれば地元業者も入れて入札を参加させてくれるような形のことができれば、そのほうがいいのかなという感じがちょっと出ているものですから、その辺の十分考慮をお願いしたいと

いうことで。

以上です。

○水道課長（山口 誠君） 指名業者の関係ですけれども、地元の業者がまずは入札参加資格申請が提出されているかどうか、それをまず確認をさせていただきたいと思います。

出ているということであれば、どの辺までできるかというのちょっと確認しなければなりませんけれども、先ほど言いましたその300メートルぐらいの井戸掘削が地元の業者でできるかどうかということもちょっと確認をさせてください。

そういう状況の中で、できるということであれば、その4業者に加えることがどうなのかということもちょっと、我々の課だけではちょっとその辺はいいですよということとは言えませんので、その辺も含めてちょっと指名委員会等にも諮らなければなりませんので、確認を。

地元の業者を入れられれば入れていきたいという方向には考えたいと思うのですが、その辺の確認をしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○2番（内山慎一君） 地元業者でもし条件のそういう資格があれば、確認をしましてね。なければしょうがないけれども、それが新たにその資格があって、入札参加の申し込みというか、そういうものができれば、ぜひそれをお願いしていきたいと思っていますけれども、よろしくをお願いします。

○水道課長（山口 誠君） 地元の業者につきましてはそのような形で確認をして、できる限りそういうことであれば一応入れたいというふうには思っていますけれども。

○2番（内山慎一君） ありがとうございます。

○7番（栗田成一君） 今の関連なんだけれども、今、直接水道課には関係ないんだけれども、指名委員会みたいなものはあるのかな。それで、そこでそのような新しいものが乗っかってくるわけですよ。はい、わかりました。

○2番（内山慎一君） もう一回戻って、3ページの給水4億7,549万円ということがあるんだけれども、その前年との比較というか、どの程度違っているか、ちょっともう一度確認させてもらいたいと思いますけれども、各水道の状況の中で。

○水道課長補佐兼業務係長（木田尚宏君） 前年に比べまして、水道事業収益は1,598万1,000円ほど増えております。これは、料金改定によって25%改定したわけですが、その分の第2期分からの料金収入を見込んでおりまして、その分が増という形になっております。1期分までは現行料金で行いまして、2期から6期分までを改定後の新料金ということで料

金収入を見込んでいます。

- 2番（内山慎一君） 私もこれ、収入金額が昨年よりもあれ、ちょっとえらいということで、今、現象が現象的にどうかなということで今尋ねただけけれども、値上げの25%が値上げした中のものが入っているということで理解してよろしいですね。

（「はい」の声あり）

- 2番（内山慎一君） はい、わかりました。

- 13番（定居利子君） 建設改良費の件でお伺いをしたいんですけども、浄水場の延命化対策をされるということは、内容的にはどういう延命化対策をされるのですか。

（「定居さん、何ページのどこのところ」の声あり）

- 委員長（居山信子君） ああ、そうだね、ページを。

- 13番（定居利子君） 建設改良費の……

- 委員長（居山信子君） 5ページ。金額は幾らですか。

- 13番（定居利子君） 金額ではなくて、その金額の中に白田浄水場の延命化も含まれているということなんですね。

（「ああ、浄水場ね、浄水場改良費ね」の声あり）

- 委員長（居山信子君） ちょっと待って、私かわからないです。5ページ……

（「5ページの上から3行目」「原水及び浄水施設整備費」の声あり）

- 委員長（居山信子君） 5ページと言いましたよ、今。

（「それ違いますね」の声あり）

- 委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時41分

- 委員長（居山信子君） 大変失礼いたしました。休憩を閉じ、再開をいたします。

5ページの建設改良費の関係ですね、延命化対策についての質疑でございます。

- 水道課長（山口 誠君） 建設改良費の1目原水及び浄水整備費、ここが浄水場の工事費でございますけれども、金額的に2,140万円計上してございます。

この工事は3件でございますけれども、そのうちの2件、これが白田浄水場の延命化事業

でございますけれども、まず1点目は、白田浄水場汚泥ポンプ取りかえ工事ということで、汚泥処理設備の処理能力が低下しているため、この主要な設備を段階的に改修をして、延命化を図るものであります。25年度には脱水設備改修工事というのを行いましたけれども、今回27年度では汚泥ポンプ1台を交換する工事でございます。

それから2点目は、白田浄水場流量調整弁取りかえ工事でございますけれども、白田浄水場のろ過池に設置されております流量調整弁というのが8個ついていますけれども、このうち4個が今故障しておりまして、ふぐあいが生じております。そのような関係から、ろ過流量調整弁4個を取りかえる工事でございます。

以上でございます。

○13番（定居利子君） ポンプの交換とか、ろ過のそれを取りかえというのも、年々いろいろなところが故障はしていくと思うんですけども、将来的に数十年前は浄水場の建てかえを白山荘の用地として買い求めたんですけども、今後、浄水場はどのくらいもつのかもたないのか、そういういろいろ修理をしながら5年、10年もたせるものなのか。

水道課の課長としては、あそこの現場を見て、将来町民に安全な水を供給できるのかどうか、どうでしょうか。

○水道課長（山口 誠君） どれくらいもつかというのは大変難しい質問ですけども。

ですから、もたないものは部分的な改修を行いながら延命化を図っていくということございまして、今水道課で行っているのは、今のその効率の悪い水道事業を効率のよい水道事業にしたいということで、新たな水源を確保して、効率のよい水道事業を行っていききたいというふうに思っています。

ですから、この水源が確保されるのがこれから何年かかるのか、これが一番どうなのかというのがちょっと今はっきりしないわけございまして、それが確保して整備がされるまで白田浄水場がもっていただければ一番いいなど。それが10年かかるのかどうなのかというのはちょっと今ここでは言えないのですが、今のところ結果が出ておりませんので、これから27年度も試掘調査を行いますけれども、その結果というのはすごい重要なことになると思います。

それによって、またさらに1本ということで段階的にやっていけば、とりあえず今、稲取地区から、稲取地区の給水については稲取地区で何とかしたいというふうに思っていますので、それが終われば今度は熱川地区という。大川は大川でもう賄っていますので、その辺で段階的にやっておいて、何年かかるかということでございますけれども、少なくともそれま

では白田浄水場は最も重要な施設ということになりますので、それまでには部分的な改修をしながらもっていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○13番（定居利子君） 町長が一般質問の中で、その今回、値上げを2期から、4、5から上げるということなんですけれども、答申もそれを出されているんですけれども、それがその値上げで3年もつかもたないか、ちょっと不安的な一般質問での回答があったんですけれどもね。こういう浄水場、またほかの施設の工事等がどんどん建設改良費が増えていきますと、またすぐ、では、値上げをしなければならないという、そういう発想になっていくと思うんですよ。

そういう発想ではなくて、やはり努力というものが一番必要ではないかと。町民に負担をかけないで、いかにして浄水場をもたせるか。水源の確保ということで議論が始まるんですけれども、それが出るとなればそれはいいのですけれども、それがまた出ないまた出ない、それで水量が少ないとなると、どんどんそれでは値上げせざるを得なくなってくると思うんですよ。そういう、やはり当局側の姿勢で、町民には負担をかけないように努力いたしますという回答を得られれば安心だったんですけれども、それが3年後に上げるか、ちょっとそういう不安的な答弁があったものですからね。

やはり、努力というものが一番必要ではないかと思うんですけれども。値上げは極力抑えて、建設改良費も多少かかるかもわからないですけれども、やはり今後そういう方向に行っていたらと思うんですよ。

○水道課長（山口 誠君） その、3年もつ、4年もつという町長の答弁があったということなんですけれども、それにつきましても、あくまでも料金審議会等に提出した資料の中で一応30%値上げをすると一応5年もちますよ、25%では3年ですよという、そういう料金審議会に提出したそういう資料の書類の中で、町長はそのように答弁をしたと思うんですが。

それもこれからのことですので、3年もつか4年もつかというのは、特に旅館、ホテル等の景気の状況によっては、今その辺はこう下がっていくだろうという試算のもとで出していますので、それが横ばいになったり、逆に上がっていけば、それは逆に5年、6年はもつような形になりますので、そういう状況の中で、町長もあのように言ってしまったと思うのですが、水道課としても、極力値上げはしないように努力をしなければなりませんけれども、水道課のほうで考えているのは、少なくとも料金収入は年々減少していくだろうというふうに考えております。多少はよくなっても、長い感じでいますと年々減少していくだろうと。

そういう状況の中では、もう費用を削減するしかないということで、費用を削減するには、先ほど言いましたように、効率のよい水道事業、もうこれしかないと思っています。ですから、新たに水源を確保して、何しろ効率のよい水道事業を行って、まずは動力費あるいは薬品費、この辺がかなり違ってきますので。

それと、あと1つは、分散化することによって災害時の断水、これもかなり最小化になります。今、万が一白田浄水場が災害等で破損した場合、今、白田浄水場の配水量、全体の78%を占めておりますので、これが万が一のことになった場合に町中が断水になってしまうだろうと、そういう危険なことも考えられますので、その辺も含めて効率化と分散化、この辺で何しろ効率のよい事業を行ってまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○10番（鈴木 勉君） 質問内容がダブっていくんだけど、今課長が言われているその答弁も、議員側の質問も短期的な話なんですけれども。

僕は総合的な話として一番大事なことは、今の現状を見据えた中で、先ほど最後に課長が答弁したみたいに、今後の見通し、10年先、20年先という見通しの中でやはり現状をちゃんと把握していかないと、今のまま手も打たずにいたらどういう策があるのか。

また、探査の結果、水脈が見つければ、それを活用した10年先、20年先ではないけれども、落下式のほうの形にしたときに、一応今はまだ場所もボーリングした結果として場所がまだ井戸がどこに出るかという形がはっきりとわかっていないから、そこからどういうふうに今の水道管に引き込むだとか、そういう費用計画が難しいんだろうと思うんですけれども。

今の現状で、動力費のアップと老朽化とそれから地震のときに破損したときに、先ほどの78%の白田の浄水場の役割をどこに補いをつけるのかとかという、そういう不安ばかりがこう先に行っている。料金は幾ら上げてもいいですよ、10倍上げたって構わないですよ。地震が来たときにも私たちは生命、財産をしっかりと守りますよとかという約束があればいいんですけども、今の値上げは、やはりあくまでも現状のつなぎとしての役割だけしかないと思っているんですよ。

だから、僕たちが今の議員として求めるのは、今の値上げ云々ではなくして、これは現状の中の経営学だけの話であって、僕は将来的に今課長が申し上げてくれた、水源の確保と流下式、それによってどれぐらいの要するに費用対効果が予測できるのかというのを聞きたいわけですよ。

○水道課長（山口 誠君） そうですね……

○委員長（居山信子君） ちょっと休憩しましょうか、いいですか。では、どうぞ続けてください。

○水道課長（山口 誠君） 水源調査、稲取地区で3号井付近を調査するわけですが、ここで稲取地区を賄うにはあと2本、1日当たり1,300トンが揚水ができるようなのがあと2本必要となります。全部で3本。そして、入谷地区の熊口の水源を含めた中で、稲取地区が賄うのかなということでございまして、こういう形で試算いたしますと、白田浄水場から稲取に送水をしなくて済むということで考えますと、2,500万円の削減が図られるという試算は出ています。

熱川方面についてはまだ試算はしておりませんが、熱川方面も当然、赤川、河津、熱川配水池でポンプアップで送っておりますので、稲取の第1、第2と同じように2カ所で送っておりますので、それなりの電気料がかかっていると思いますけれども、2,500万まではいかなくても1,500万ぐらいは削減されるだろうと。

そうなると、稲取、熱川に送水をしなくても済むようになるには4,000万円の削減が図られるのかなと。

なおかつ、将来的には浄水場、取水場が一応廃止することができれば、これに加えて今予算計上、予算書の4ページの営業費用の1目原水及び浄水費、これが浄水場の維持管理費7,475万9,000円、これがそうなんです。浄水場、これは3号井も含まれておりますけれども、それを引いても7,000万ぐらいは浄水場、取水場がなくなると、これがもう削減されるわけですよ。

先ほど言いました2,500万、熱川で1,500万、これで7,000万となると、もう1億円を超えるぐらい一応削減がされるのかなと。こういうことができれば、かなり……

（「これは年間だよ」の声あり）

○水道課長（山口 誠君） これは年間です。予算規模でこうなりますので、かなり削減がされる、効率のよい水道事業ができるなというふうには考えております。

以上でございます。

○10番（鈴木 勉君） 今、課長の説明の中には、短期的な動力費の削減だと。僕、現にそれぐらいの、要するに流下式だったらこれぐらいになるよという形があるんですけども。

もう一つ聞きたいのは、この流下式によって、説明の中にもたびたび出てくるから僕も聞いているんですけども、その災害のときの要するに1カ所の破綻によって全ての町が水不足に陥るという形もクリアできるという、そういうその利点もこれには加味されてくるわけで

すよね、そういうことだよね。

○委員長（居山信子君） 10番、それは何をお聞きになりたいんですか。今、確認ですか。

○10番（鈴木 勉君） 確認ですよ。この今、お金の問題だけ出たんだけど、供給の安定もそこに含まれてくるんですね、ということです。僕が費用対効果と言うのは。

○水道課長（山口 誠君） 先ほど言いましたように、費用の大きな削減ができると同時に、分散化することによりまして、先ほど78%の影響が、各地区に水源を求めることによって一応その辺の断水が最小化できると、かなり狭く断水で済むことができると思います。

以上でございます。

○2番（内山慎一君） ちょっと元に戻るけれども、先ほどの……

○委員長（居山信子君） ページを言ってください。

○2番（内山慎一君） ページが、先ほどの5ページの、建設改良費の関係の浄水場の関係で、これは、今は延命するために平常で起きている故障だとかそういう形のものだと思うんだよね、そういうものの修理ということだと思うんだけど。

実際に耐震というか地震が起き得る可能性があるということで、そういうことを聞いたものの中で、耐震ということは基本的には行っているかどうか。その辺ちょっとお聞きしたいのだけでも。

○水道課長（山口 誠君） 水道施設の耐震化は大変重要なことだと思っています。今現在ある水道施設、浄水場を含めてかなり老朽化が進んでおりますので、耐震診断をやってももたない施設が多いと思います。今、耐震施設としてあるのが、5次拡張で行った新しい施設、第1中継所とか第2中継ポンプ場、この辺は耐震化されているというふうに思っています。今実際には耐震診断は行っておりません。

今の、先ほどから出ています水源調査を行って水源が確保されれば、そこからもう水道施設のまた整備が行われると思います。そういうことで、今の水道施設が配水池等を含めて40カ所ぐらいあるんですけども、かなり多くの施設があります。水源を求めることによって、各地区に求めることによって、今ある施設が廃止される施設も出てくると思うんですね。だから、その辺の統廃合が出てきますので、その辺の状況がわかってからのほうがいいのかというふうには今思っています。

必要な施設は当然その辺、耐震診断並びに耐震化を行っていかなければならないというふうに思っていますので、その辺の整備状況がある程度わかってからのほうがいいのかというふうには思っております。

以上でございます。

○2番(内山慎一君) 今のはね、平常の中で行われていく中で水源があったらそういうのが廃止するところがあるということだけれども、現実にも、例えば今年度中とか27年度中にそういう災害事故が起きてとか地震が起きて、耐震の関係がやはりおろそかになっている部分というようなことで浄水場あたりが潰れたときに、そういう場合に国は優先的にやってくれるのかなという感じがしているわけですよ。その辺のその補助率だとか、浄水場をもし新設するとかあるいは応急で直すときのそういうことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○水道課長補佐兼業務係長(木田尚宏君) 災害が起こって浄水場等が被害を受けた場合、補助金としてではなくて、激甚災害とかそういったようなことで、国のほうからそういった補助金の対象になるかどうかというのはまだちょっと確実にはわからないですけども、そういったものの対象になってくる可能性はありますよね。

独自の補助金については、資本比率とかという問題がありまして、資本比率がかなりの数値をいっていないと補助対象にならなかつたりするんですよ。その資本比率が高いということは、財政が非常に悪いということなんですよ。借金がたくさんある状況とか、企業債の残高が非常に多いとか、支払利息の金額が非常に多いとかということになると、その資本比率が高くなってくるんですけども、そうすると補助対象になってくるということなんですけれども、東伊豆町水道課においては、まだそこまで資本比率が悪化しておりませんので、まだ補助対象外ですね。それが現実的なところですね。

○2番(内山慎一君) そうすると、なかなかそういう災害が起きたときは大変になってくるけれども、ぜひその辺ももう少し勉強させてもらってね。

やはり、78%のものが白田浄水場とかあるでしょう、そのほうがやはりちゃんと研究してもらって、補助率が高いとかそういうものにしてもらっていかなくてはやりくりできないと思うので。

これはあくまで危機管理の問題だから、いつあるということにはわからないけれども、ぜひよろしくお願いします。

それと、いいですか。

○委員長(居山信子君) どうぞ続けてください。

○2番(内山慎一君) 5ページの、同じ改良費の中の配水だとか給水施設の整備、これは各地に広がっている、水道管のことだとは思いますが、水道管の修理。

これも、この間私も値上げ前に基本的な水道管の40年以上もたっているから、できれば順次、基幹的な水路というような形ものについてはできるだけ整備をしてほしいということも話したけれども、その辺のことももう一度、全町的な中で基幹道路とかそういった枝の道路等の中でどの程度のものが老朽化しているのかどうか、そういうのをまずちょっとお聞きしたいと思うんだけど。それによってまたちょっと質問の体系を考えますから、はい。大体でいいですよ。

○水道課長補佐兼業務係長（木田尚宏君） 老朽管に関しましては、38年というのが水道送水管とか配水管の耐用年数ということになっておりまして、その38年以上、約40年ですね、その管というのはかなりあると思います。どのくらいのパーセンテージがあるかというのは、ちょっと詳細には出しておりませんのでなかなか難しいのですけれども、かなり耐用年数が来たものというのはあると思いますね。

現在、道路工事とかそういったもので布設がえをしているような状況ですね。ちょうどその道路工事とか水路の改修とかそういったものに合わせて、ちょうど掘らなくてもいいものですから、そのときに耐用年数が来た老朽管を布設がえして取りかえているような状況でございます。

○水道課管理係長（前田浩之君） 水道統計の結果だと、耐震化されている管は約12%ぐらいの管だと。

○2番（内山慎一君） いいですか、委員長。

私も12%とかのことなんだけれども、枝葉については極端な格好で影響的には大丈夫だけれども、基幹的な部分のこのものがどの程度なのかとか、その辺わかれば教えてもらいたいけれども、本道というか、通りに面した。あの、小さいところはあれですけどもね、そこならある程度なっていけばいいと思うんですが。

（「手元に資料がないです」の声あり）

○2番（内山慎一君） 大ざっぱでいい、大ざっぱで。

○水道課長補佐兼業務係長（木田尚宏君） 250ミリ以上の管が本管というようなことで、浄水場統計などで報告はしているんですけども、今ちょっと手元に資料がないものですから、その資料を見れば、ある程度40年ぐらいたったような管の調査もあるものですから、そこでお答えはできると思うんですけども。現実的に今ちょっと資料がないもので、お答えはちょっと、数字が言えないですよ。また後で来ていただいて……

（「これでいいの、これで」の声あり）

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時08分

○委員長（居山信子君） それでは再開いたします。

ただいま内山委員から質疑がありました内容につきまして、資料を後刻、皆さんに配付をお願いをしたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

○13番（定居利子君） 先ほど藤井さんの件とちょっとダブるんですけども、稲取地区の水源の調査ね。これはもし、調査をして出るというある程度の確定が町長の答弁の中であつたんですけども、もし水量が少ない、出ないとなったときに大変な問題だと思うんですよ。

熊口のところも、結局出る出ると言っ、それであそこでお金をかけて、結局出なかったということで、今後近辺の加森さんのあその水は出るにしても、ここをもし掘ったときに出なかったといったときには、どういうふうに、例えば責任問題ではないんですけども、何回も何回も探査して出なかったということになったときには、どういうお考えをあれされるんですか。

責任といったらそれは大変に失礼なんですけれども、出れば皆さんも納得すると思うんですけども、もし出なかった、水源も少ししかなかったとかね、そういう……

○委員長（居山信子君） はいわかりました。繰り返し言わなくても。

答えてください。答弁はどなたが、答えにくいかと思いますが。

○水道課長（山口 誠君） 3号井付近の水源調査、試掘調査でございますけれども、今の時点では受注業者からは出る可能性は高いというふうに言われておりますので、これが掘って出るか出ないかというのはやはり掘ってみないとわかりませんので、出る可能性は高いと思いますけれども、出ないということも考えられます。

出なかったときにどうするかということですけども、出なかったときには本当に、稲取地区をどうするかということに、またほかの場所を調査するのか、その3号井周辺を諦めるのか、それはまたそのときに検討しなければならないとは思っているのですが、今の時点では出るだろうというふうには思っていますので、御理解をお願いしたいんですけども。

○水道課長補佐兼業務係長（木田尚宏君） 出なかった場合に、例えば白田浄水場をまた新規にやるということになりますと、49億円かかるわけですよ。49億円というと、水道料金がどのくらい値上げしたらいいのかということ、事実上もう経営が成り立たない状況だと思うんですよ。

井戸でやれば、料金審議会のほうの中でもちょっと試算はしたんですけども、大体今1本あたり1億5,000万ぐらい、配水池なんかも整備してですけども、3号井と同じくらいの350トンぐらいですか、そういった配水池を整備して、1億5,000万ぐらいではないかなということなんですよ。

そうした場合に、何回かちょっと失敗しても、その49億円に対しては大幅な安い金額で整備ができると思うんですよ。そういった費用対効果を比較した場合、やはり失敗を恐れてはいけないのではないかなということもあり得るのですけれども、実際本当に試掘して掘ってみないと確実に水が、水質なんかははっきりわからないものですから、やはりそういった費用対効果をちょっと比べる必要もあるのではないかなというのがありますね。

○13番（定居利子君） その新設するというと49億円がかかる、もし出ない場合はそういう方法もあり得るのではないかなということなんですけれども、極力そこが出なかったらまた別なところも調査して、そっちのほうにもお金をかける可能性もあるということですよ。

ただ、失敗した場合にまた、今回みたいに熊口が探査して失敗したのではないかというか、また取り上げられると思うんですよ。そういうことが幾度も幾度も繰り返しになると思うんですよ。だから、それだけ調査をして出る可能性があるということでやられたんだから、そういう努力、努力というのではない、掘ってみなければわからないわけですからね、こればかりは。

だから、それでもし出ないときにはこういうふうにしますよという、そういう計画も持っていないと、万が一ということがあると思うんですよ。温泉なんかもそうですから、そこで出ると思ったら出なかったりとか、お金をかけても。そういうこともたくさんあるのでね。

候補地なんかもまだほかにもあるんですか。例えばそこが出なかったら、今の来年度の予算でやるというところが出なかった場合は、では、どこかといって、その候補地について二、三あるのでしょうか。

○水道課長補佐兼業務係長（木田尚宏君） まだ、これからいろいろ調べてみて、それで可能性が一番高いところ、そういうところをまた電気探査なりをやって確実性を、これからまた技術がどんどん進んでいくでしょうから、そういったものを取り入れて確実性を上げていく

ということだと思いますけれどもね。

○13番（定居利子君） では、それ以上のことはわからないということですね。

それと、浄水場の関係なんですからけれども、職員、今13名、水道課ですか、浄水場のほうは今何名いらっしゃるのですか、現在。

○水道課長補佐兼浄水場係長（鳥澤 清君） 現在は5人です。

○13番（定居利子君） 5人でやはり前回の事故とか等がいろいろありますけれども、5人でうまく、隣の方もいらっしゃるけれども、大丈夫でしょうか。そういう、いろんな見回り等もありますし、今、水道課の職員が13名ということなんですからけれども、全員でそういういろいろの管理とか、そういう見回りとかもあると思うんですよ。人数的にはどうなんでしょうか。やはり、ちょっと……

（「足りないよな」の声あり）

○13番（定居利子君） ちょっと御意見だけ伺います。

○水道課長補佐兼浄水場係長（鳥澤 清君） 足りないと言えば足りないのですけれども、何とかやっていきたいと思います。

○委員長（居山信子君） では、ほかにありますか。

○2番（内山慎一君） 先ほどのあの出る出ないの、水源のね、それのときのを言えば、23年からやってもう3カ所出てこない。それで今度もまたやって5カ所、6カ所になるわけですから、その場合は業者選定だとかそういうことも十分見直すとか、そういうことも含めた中で検討をしてもらって、この次の水源探査だとかそういうものは当局として考えていただきたいと思いますよ。

同じそのオオカミ少年みたいなのをね、毎年出る出ると言ったところが出ないというようなことをいつまでか使うということは、やはりその住民のほうからも不安視されるものですから、できれば、もし今回が出なかったときには業者選定も含めてもう全部かえて、新しくやるようなことを当局側として考えていただきたいと思っていますけれども。

よろしくをお願いします。

○水道課長（山口 誠君） 3号井が27年度にやって出なかった場合、それはそれで次の電気探査の業者選定については細心の注意を払って、ほかの業者に選定すべきであろうと私もそう思っていますので、今現在どういう業者が入札参加出ているかわかりませんが、またその辺は一からちょっとやり直してみたい、そういうふうに思っています。

以上でございます。

○6番（藤井廣明君） 次の手だてを考えるとということだと思えますけれども、浅間山から黒根にかけては割と出ている例があるのではないかと思えますけれども、今までずっと先ほど来伊豆急さんの施設やらマンションやら、ずっとあの辺見ても出てきているかなというふうな感じなんです。

町の水源も3号井があるんですけれども、その中で3号井が今現在5%ぐらいですよ、1日1,300トンくらいですよ。5.何%、5%ぐらいなんです、今度はそれをあと2つ掘るということは、15%に上がるということですよ、とりあえずは。

それと、もし出ない場合には、その例えば契約の内容として、これは私も言ったし、居山委員も言っているかと思っただけでも、瑕疵担保責任といいますか、やはり当然契約ですから、これは出ない場合は幾ら幾らは契約よりは安くするとかという条項とか、それは契約なり話し合いですから、ぜひそういったものも取り上げてもらいたいというふうに思います。

それと、最悪の場合、その3号井周辺で2本掘るというふうなことの予定の中で、3号井自身が現在1,300トン出ているわけですが、それが出なくなるおそれはないのかということも一つ心配していないと、単にその5%が10%、15%になるんだということだけではちょっと楽観的過ぎるのではないかなんていうふうに一つ思いますので、その辺、配慮をお願いしたいと思います。

それと、もう一つの配慮といいますか、やはり動力費がかなり上がっているという点で電気代は、これは一般質問で私、提案したんですけれども、新電力とやらの東京電力以外からも買うというふうな形を、現在は深夜電力なんかを利用しているのかもわからないんですけども、もっとそういう形の電力費、動力費の削減をぜひ図ってってもらいたいなというふうに思っています。

それからもう一点、これは課長にお伺いしておきたいのですが、東京電力さんが水力発電はそこを持っていると思うんですが、水力発電の余った水とかあるいはその放水した水なんかをそのこちらの水源としては利用できることはないのかどうか。それは全く民間企業ですから話し合いの内容だとは思いますが、ただ水利権の関係で町の河川の水利権はやはり、これは国の管轄にはなるけれども、町は相当便宜を図って水利権を与えているということもあると思うので、その点に関してもう少し、あの水が何らかの形で水源として利用できないか、一考いただけるとうれしいと思うのですが、どうでしょうか。

○水道課長（山口 誠君） まず、3号井のところの水源調査の件でございますけれども、1,300トン今1日当たり水が上がっておりますけれども、これを3本掘ると3,900トンということで

ございます。あと、入谷の熊口のほうが1,500トン取れますので、合計ですと1日当たり5,400トン、この辺で何とか稲取地区の給水ができないかなというふうには今思っております。

今後人口が減少して給水量が少なくなれば、この辺で多分大丈夫だろうという、今、試算でございますけれども、これが影響があるかどうかということですが、とりあえず27年度にやってみて、影響が出るのか出ないのか、まだ余裕があるのか。この辺で余裕があれば、次の年度にまたもう一カ所一応掘るという予定でございます。

万が一影響が出た場合に、どれぐらい影響があるのか。1,300トンが例えば1,000トンに落ちるのか。その辺の影響次第で、次の年度をどうするかということを考えてみたいというふうに思っております。

それから、方法についての瑕疵担保の件でございますけれども、契約をするときには当然、契約約款の中で瑕疵担保がうたわれておりますけれども、これはあくまでも契約行為に対しての瑕疵があったかなかったのかということでもありますので、例えば300メートル掘る過程の中で業者が違反をしたような、そんな感じだと瑕疵担保が有効に使えるとは思いますが、契約どおりやったものに対して瑕疵担保がということはちょっと難しいなど。

今うちのほうで、その瑕疵担保にかわるものとして、入札を行うときの条件をつけることが可能かどうか、条件つき入札、そういうものがもしできれば、先ほど藤井委員が言いましたように、出なかったときにはもう一度やるだよとか、あるいは契約がちょっと安くなるんだよとか、そういう条件がつけられるかどうか、それをまたちょっと県なりに確認をしてみたいと思いますので、そういう形でちょっと今後検討してみたいと思います。

それから、動力費が民間事業者によって安くなるかどうかということでございますけれども、低圧電気の場合ですと安くなるということもあるということでございますけれども、水道施設ですと高圧施設が多くありますので、こういう条件の中では、聞いたのは1社だけなんですけれども、逆に高くなってしまふよという回答も、ちょっとうちのほうもらっているんですね。そういうことですので、一概に必ず安くなるとは限りませんので、逆に高くなったらそれもまた問題ですのでね。ということもうちのほうは聞いておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、水力発電の水を利用したらどうかというお話ですが、浄水場の水は常時取らなければいけませんので、水力発電の放水というのは毎回やられていることではありませんので、とめたり出したりとめたり出したりですので、その辺の利用はちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（居山信子君） それでは、ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時44分

○委員長（居山信子君） 引き続き会議を続けますので、何か質疑がありますでしょうか。

○2番（内山慎一君） また将来的な話に、もし水が出ないとかとなることの話に直結するわけだけでも、例えば今、河津との町境のところでは東洋大学だったか日大だったかな、何かあそこのところの地所の件で、水を水道課のほうで借りているというか購入しているというか、そういうところがあると思うんですよ。河津との町境のところではどこかの個人の家から水をもらっているところというか、あれは、あれか、あれの施設か、し尿処理施設のほうに使っているものかな、そんな水があったり、それからもう一つは、河津の境あたりには相当水の出るようなところがあるようなことを河津の人からも聞くんですけども、そういう、河津と連携して、もしこっちでできなかつたら、町境のところから河津と共同でここの水源を探查するとか、そういうことの可能性があるのかどうか。

それと、もう一つは、河津はもう水余りで、逆に河津川があるものですから、そういうものから取水して水を買うというか、そういう可能性も考えることは、今後検討はできるのかどうか。

その辺についてをちょっとお聞きしたいのだけれども。

○水道課長（山口 誠君） 水源調査、27年度、3号井を掘ってみて、万が一ということになれば次の手を考えなければなりませんので、今言いましたように、その河津町境にもそういうところがあれば、またその辺をちょっと調査検討していく必要も考えられますので、それはまた今後検討してみたいと思います。

あとは、河津町から水を買うとかいうお話も、その辺も今はそこまで考えておりませんが、とりあえず東伊豆町独自でやっていきたいというふうには思っていますので、最悪そういうことも考えながら、今後検討してみたいと思っています。

以上でございます。

○2番（内山慎一君） わかりました。

○委員長（居山信子君） ほかにいかがですか。

○2番（内山慎一君） ちょっといいですか。

4ページのところに、営業外費用のところに企業債利息があるんだけど、2,821万か、実際にこれは、今残っている起債というのはどのぐらいあるのか。

○水道課長補佐兼業務係長（木田尚宏君） 現在11億円以上ありますね、起債残高。

○2番（内山慎一君） わかりました。

それにちょっと関連して、毎年ほぼ幾らぐらい払っていますか。

○水道課長補佐兼業務係長（木田尚宏君） 元利均等という形で、資本的資出のほうの2項のほうに企業債償還金とあります。こちらは8,560万円ぐらい払っています。

それと、支払利息、こちら利息になりますが、利息が2,800万で、最大で1億1,300万ぐらいのところが一番増える部分だと思うんですけども、現状ですと1億1,300万円ぐらいですか、元金と利息のほうと合わせまして。

○2番（内山慎一君） わかりました。

○委員長（居山信子君） よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

大綱質疑の関係の中での皆さんやりとりをお聞きになっていたかと思いますが、どうでしょうか、漏れているところがありませんでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時52分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

それでは、ほかに質疑がありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 平成27年度東伊豆町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。

要望事項や希望、意見はありませんか。

○13番(定居利子君) 水道料金等審議会からこの答申が出ているんですけども、町民の皆様は誤解している部分が多少あるかと思うんです。料金の25%の値上げだけしか思っていない部分というものもあると思うんですよ。この答申の内容はそうではないと思うんです。料金改定するにはこういうものの理由がありますという答申ですから、これを一般町民に、皆さんに知っていただかなければならない必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

○水道課長(山口 誠君) 一応そういうことも含めまして、広報「ひがしいず」でこれから詳細については掲載をする予定でございますので。

○委員長(居山信子君) それでは、いいのではないの。

○13番(定居利子君) では、了解いたしました。

○委員長(居山信子君) では、特別に委員長報告書に意見を付するということについてはなしということで、よろしいでしょうか。

以上で本委員会に付託……

(「ちょっと待ってください」の声あり)

○6番(藤井廣明君) 皆さんうんと質問が出たと思うんですけども、その中で、やはり水道料金が25%上がったということで、これに関してはさらに消費税も加わってくるとかなり家計にも負担になっているので、その点でまだまだ今後の不安等を解消する、そういった意味で努力、工夫といいますか、ぜひ経費削減等に努力しながら、将来の水源確保に努めていただきたいと。

そうですね、例えば水源探査したけれども、出ないというようなことのないように、と言

ってもこれはしようがないのですけれども、あった場合には、そういうお金に関しても十分に町に負担が少なくなるような形での契約とかあるいは何らかの形で、例えば深さをもう少し深くしてもらおうとか、幾つかのその契約も、真剣な経費負担、それから成功につなげるような探查方法をお願いしたいなというふうに思っています。

それから、当然、意見を聞くというふうにおっしゃってくださったわけですがけれども、地元の業者等もこれは参画させねばならないのではないかというふうに思いますので、その辺を要望しておきたいと思います。

○7番（栗田成一君） 値上げをするということをやただ単に企業会計でやっている中で、何か水道課の責任があるようなことだけが余り、そうではなくて、使うほうもそういうようなことを理解してもらおうというようなことで。やはり、どこかでちゃんとやっておかないと、本当に誤解をしてしまうよ。何か水道課が、町があれしているから、水道料金が上がるのかなとか。これはやはり、水道というのは水がなければしようがないことだから、その辺のところも町民にPRするとか、そういうことも必要だろうと私は思いますよ。

（「節水の呼びかけということでしょうか」の声あり）

○7番（栗田成一君） ああ、そうだよね。簡単に言えばね。

○10番（鈴木 勉君） 今、藤井さんが言われたのは、あれでしょうか、意見としてつけたいということですか。

○6番（藤井廣明君） そうですね。そのとおり。

○10番（鈴木 勉君） 僕は値上げという形については、水道料金の値上げなんだけれども、ちょっと話がずれるようだったらごめんなさいね。介護保険みたいに、自分たちは負担だけでそれに応じてそれを利用できない人たちだって負担も上がってくるわけですよ、今年。でも、水道料金の場合は、値上げになったらいかに節水に努めるかとかという形に、電気料だって同じではないですか。節水、節電に努めれば、値上げの分をどうして回避できるかとかという。

やはり、使うほうの人たちが大変なんだけれども、工夫すれば値上げを自分の中では回避できる、吸収できるという努力ができるんですけれどもね。介護保険みたいになってくると、何だかんだいって国が決めたとおりにだから全部金取られてしまって、自分はそれを利用していないよと言っていたってしようがないわけなんだけれどもね。

今度の場合は、やはり町民の方たちにも今の話、節水に努めてくださいぐらいの啓蒙運動が僕は必要なのではないのかなと思うんだけれども、だめかね。

○水道課長補佐兼業務係長（木田尚宏君） この、今回の料金改定の一番の原因というのは、使用水量の大幅な減なんです。逆に水を節水していただくと、余計、料金収入がますます激しい状況になってきますので、今までどおりというか、もっともう水を使っていたきたいような状況なんですよね。

○10番（鈴木 勉君） やはり、立場の違いなんですよね。ごめんなさい、立場の違い。

私たちは今言ったように、値上げをどう回避するかという話なんですよね。僕たちは使うほうだから。あんたたちがうんと使ってくれないと、無駄遣いしてくれないともうからないから頼むよと言うほうなんですよね。俺たちは、いや、悪いけど、雨水ためていて、畑とか植木にはまこうやという、そういう節水をしていかないと、これは値上げを吸収できないという。

ごめんね、立場の違いの話になったみたいな感じだけでもね。

○委員長（居山信子君） いろいろ御意見出ていますね。

○2番（内山慎一君） 私、今の藤井さんの意見云々ということの附帯決議ということについては質疑の中であるから、それをそうやられると、これ質疑は全部捨ててしまわなければならないと思うの、附帯決議でね。

それと、今の節水云々ということについても、それは当局側のほうですからね、広報だとかそういうもので十分町民に理解できるような格好にすればいいと思うんです。それ以上のことをやると、逆に何なのだから蛇足になってしまうようなものになると思うので、私はそう考えます。

○委員長（居山信子君） それでは、御意見が2通りありますけれども、藤井さんの主張なされた御意見、それから今、内山さんの御意見とで決をとります。

この意見をつけるという先ほどの藤井さんの御意見に賛成の方。

（賛成者挙手）

○委員長（居山信子君） お1人。

では、内山さんの御意見に賛成の方。

（賛成者挙手）

○委員長（居山信子君） はい。では、今までの質疑のやりとりの中でそれは既に述べられているというふうなことで、意見は付議しないというふうなことになってまいります。

委員長報告書に意見をつけないことに決しました。

それでは、大変お疲れさまでした。長い時間、ありがとうございます。慎重審議をしてい

ただきました。

本日はこれにて延会をいたします。お疲れさまでございました。

当局の皆さん、ありがとうございました。御苦労さまでございます。

延会 午後 3時59分

平成 2 7 年

特別会計予算審査特別委員会記録

平成 2 7 年 3 月 1 7 日

東伊豆町議会

特別会計予算審査特別委員会（第2日目）記録

平成27年3月17日（火）午前9時31分開会

出席委員（6名）

2番	内山 慎一 君	6番	藤井 廣明 君
7番	栗田 成一 君	10番	鈴木 勉 君
12番	居山 信子 君	13番	定居 利子 君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（5名）

健康づくり課長	鈴木 秀人 君	健康づくり課長 国民保険係長	横山 昇 君
企画調整課長	向井 青一 君	企画調整課長 地域振興係長	梅原 巧 君
企画調整課長 管財係長	岡田 賢一 君		

議会事務局

議会事務局長 石井 尚徳 君

開会 午前9時31分

○委員長（居山信子君） それでは、皆様おはようございます。

何かお話しの方あるようですから、もう少し終わるのをお待ちします。

昨日に引き続きまして、特別会計審査特別委員会を開会をさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計予算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました議案第24号 平成27年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

まず、質疑の対象を歳入全般といたします。

なお、質問の際、予算書のページ番号を必ず教えてください。よろしくお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

○6番（藤井廣明君） 222ページの歳入の中での7番に共同事業交付金というのがありますが、これがかなり大きな幅で前年より伸びているというふうなことなんですが、その伸びた原因とか、これの性格なんかをもう少し教えていただけますでしょうか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 第7款の共同事業交付金の大幅に伸びた理由ですけれども、これは保険財政共同安定化事業というのが拡大いたしまして、これはこの事業につきましては静岡県の国保連合会が事業主体になって、平成18年から実施している事業でございまして、これにつきましては静岡県内の各市町の国保の保険料、保険税の標準化、さらには財政安定化を図るための事業でございまして、本年度までレセプト1件につき10万円から80万円の医療費の59%に対して各市町が国保の拠出によって負担、共同する事業でございまして、平成27年度から今度は1円から全ての80万円の医療費の59%に対して、対象に拠出し……

○委員長（居山信子君） ちょっと待って、課長。ページ。222ページ。いいですか。いい。

（「はい、いいですよ」の声あり）

○委員長（居山信子君） はい、どうぞ。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 平成27年度よりレセプト1件1円から80万円の医療費の59%に対して拠出、それから今度はそれに対しての交付が受けられるということで、今回これだ

けの事業費が増えております。約倍近くになっています。当然抛出されて、それに対して交付がありますので、歳入歳出同じように増えております。

以上でございます。

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時39分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

どうぞ、質疑ありましたら。

ちょっと10番の札が見えないので、すみません。

（「いい、そうではなくてね、質問ではないからいいのよ」の声あり）

○委員長（居山信子君） では、暫時休憩します。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時42分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑、どうぞ。

○6番（藤井廣明君） 関連質問なんですけれども、かなり倍近くに増えたというふうに伺ったんですが、これはやがて県のほうがこの保険者になるというのが前提といたしますか、過渡期といたしますか、間もなく県のほうが一括して、各市町から県が保険者になるんだというふうなことがあるかと思うんですけれども、その布石といたしますか、それとの関連でこんなふうにはたくさん増えてきたんでしょうか。それとは全く関係ないんでしょうか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） この保険財政共同安定化事業というのは本来国がやっていたもので、それを国がやめて、この連合会が引き継いでやってくれているというものです。

以上です。

○委員長（居山信子君） よろしいですか、6番さん。

○6番（藤井廣明君） 国保連合会なのですが、今私が聞いているのは、これはやがて県に、間もなく29年ですか、29年度……

（「30年」の声あり）

○6番（藤井廣明君） 30年になりましたか。30年度くらいに県が保険者になるというふうなことの布石というか、その前提で大幅に増えてきたのかなというふうな理解をしたんですが、それとは全く関係ないですか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 特にそれは関係なくて、あくまでも各保険者の今、何ていうんですか、医療費に対して財政力が各市町が悪いということの中の1つの事業として、安定化を図るための事業ということで、連合会が主体になってやってくれている事業でございますので、これは平成30年には県単位による国保の広域化がもう制度改正がなります。そういう時点でどのようになるかちょっと、この事業がそのまま継続して連合会でやっていただけるのか、その辺ちょっとまだ先のことでわかりませんが、県単位による広域化になることは間違いなくて、平成30年にはなります。そうすると、財政は一応県が持って、あとは事業とか運営は今までどおりに各市町がやるというふうな形になると思います。そのための今、26年度ですか、それから県単位に移行するための各市町の部会を開いて、今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○6番（藤井廣明君） はい、わかりました。

○7番（栗田成一君） 勉強不足かも知れないけれども、この高額療養者というのは、毎年、対象者というのはある程度固定化されているのかどうか、その辺のところがわかったら。

（「ちょっと休憩にしてください」の声あり）

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○委員長（居山信子君） それでは再開します。

質疑ありませんでしょうか。

○2番（内山慎一君） 基本的な部分だけれども、226ページの一般被保険者の保険料が1,900

万減額されているということのものは、多分人員の関係だと思っけれども、それと同じように2番目の退職の保険税、それを911万というところへ減額されているけれども、この辺の人数で、どれぐらいの人数が減っているとか、そういうことがわかればということがあって。

もう一つ、ここの中であと国保の関係の給付金の3款の3億4,712万3,000円か。1,200万ほど減っているわけだけれども、ここの状況というか、何が具体的に減っているのか、その辺をちょっと教えてもらいたいんだけど、3点。

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） まず、国保税の減額の原因ですけれども、まず内山委員さんがおっしゃったとおり、まず被保険者数の減少、これが今年の4月から現在までの間だけでも200人以上は被保険者が減っています。

（「200人以上」の声あり）

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） はい。

それと、あと、所得が伸びていません。それプラス、軽減の枠が拡大されていますので、その関係で軽減者もうちの町は50%を超えてしまいました。その関係で国保税が伸びようがないという状況に陥っています。

退職のほうの減額ですが、この退職というのは60歳から65歳未満の方が対象になってくるんですけれども、厚生年金の加入期間が20年以上、もしくは最高に10年以上ある方が対象になるんですけれども、その退職というのが今年度より新規の適用がなくなりました。新規の適用がなくなったということは、自動的に退職保険者の方がいなくなりますので、税も当然伸びてこないということになります。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） それから、療養給付費等の負担金の1,291万2,000円の減ですけれども、これについてもやはり被保険者の減少ということで若干、その中の細節2の介護保険給付費負担金、これについても介護被保険者の減、それから、療養給付費につきましては被保険者の減ということでございます。後期高齢者医療の支援金については、若干伸びておりますけれども、差し引きしますと1,291万6,000円減ということになります。

以上です。

○2番（内山慎一君） 一番初めの国民保険の関係はわかったんだけど、220名で減で、所得が伸びないということと、それから軽減者というのが50%、この軽減者が50%というのは、これはどこを対象とした軽減者が50%ということなのか。全体の50%なのか、その辺の関係をちょっと教えてもらいたいことと、まず退職の関係のこと、もうちょっとわかりにくかったもので、もう一度ちょっとお願いします。

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） まず、軽減の50%ですけれども、国民健康保険税は世帯ごとに掛けますので、その世帯が今、約3,002世帯、2月末であります。その3,002世帯のうちの50%以上の世帯が、2割、5割、7割のどこかに該当するような形となっております。

退職保険者のことを詳しくということですので、まず国民健康保険に加入している65歳未満の方がまず対象となります。厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある方で、年金を受給している方が対象となります。

以上です。

○2番（内山慎一君） はい、わかりました。すごい数だな、半分以上いるとはね。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 今、軽減の割合50%以上ということですのでけれども、26年度の軽減者が全体の52%に実績はなっております。

それから、あと、退職被保険者の関係ですけれども、これはあくまでも今言った対象者、これは退職被保険者の医療費については退職医療制度ということで、支払基金から交付される保険税で全てを賄うこととなりますので、一般被保険者とまた違いますので、一般被保険者は一般被保険者の保険ということになっておりますので、御理解願います。

○2番（内山慎一君） ありがとう、すみません。

○7番（栗田成一君） 今のそれぞれの国保の係長から法的なことまで、あるいは状況というのは十分にわかったと、承知しているんだけど、それ以外に、国保の問題を抱えている中で、課としてというか、町としてというか、ふだんどんなふうな考えを持っているのかな。例えば医療費が増えているとかいろいろあると思うんだ、問題がな。そういうものについて言えば、全くそのとおり、それはお任せでいいよと言うのか、それとも、こんなふうなことも合わせてやっているとか、もしそういうものがあればお聞きしたい。

○2番（内山慎一君） 総合的なものだからな、後で支出の……

○委員長（居山信子君） 内山さん、いいです。あなた委員長ではないから。

○7番（栗田成一君） あるいは、そういうことは答えられないと言えば、それはそれで結構だから、難しく考えなくても。

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時55分

○委員長（居山信子君） では、休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑ありますか。

○13番（定居利子君） 今、栗田さんの関連なんですけれども、平成30年には県単位になると。今年度から国保税が入らない、また、支出が多いという中で、その対策として町はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。県単位になるまでの間に、国保税が入らない、滞納も多い中で、国保税の結局採算がとれなくなるわけですよね、どんどん。そうすると、一般財源から繰り入れをしてくるんですけれども、それがどんどん多くなりますと、一般財源の負担も多くなると思うんですよ。そういう対策として町はどういう、今後の取り組み、この平成30年まで、国保税上げていくのか、それとも、どういうお考えかという、それをお聞きしたいんです。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 当然、滞納者が多いですので、収納対策を強化する一方で、一応今回一般会計からの繰り入れの関係については、前年度に比べて約1,000万ほど減額させてもらって、法定外繰り入れは1,000万円程度です。それを29年度までには一応なくす方向で考えております。ただ、国保税、ちょっと、すみません。何て言ったらいいか……

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） 一応、対策としましては、昨年度県の実地監査が入りました。その段階でまず、法定限度額が来年度より85万となる予定ですが、85万、うちの町はまず73万でというと、12万の開きがあります。そこを改善しなさいという命令を県のほうから受けました。まず、上げなさいということで。ですが、一遍に12万を上げるのは大きいので、2カ年でまず12万の差を埋めようかということは一応考えております。

それと、あと、住民税のほうがまとまりますと、今度、国保の試算ができます。国保の試算をして、この予算額に届かない場合には、国保税を上げざるを得ない状況にはなるかと思えます。

○13番（定居利子君） それでは、対策としては73万を85万円に、12万円上がるということですね、2カ年で。

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） はい。

○13番（定居利子君） それと、ちょっと厳しいです。国保税も上がっていくという形ですね。それはもう恐らく採算がとれないと、上げざるを得ないということですね。

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） はい。

○13番（定居利子君） だんだんと何か厳しくなりますね。払えなくなる人たちが多くなる
ということですか。

（「まともに払っている人間に重くのしかかってくる」の声あり）

○委員長（居山信子君） 今、13番、聞いていることは、確認で今おっしゃったことでいいん
ですか。

○13番（定居利子君） はい。

○委員長（居山信子君） では、課長の答弁はいいですね。そのとおりということですね。

○13番（定居利子君） はい、そうです。

○10番（鈴木 勉君） 質問の場所が同じなんだけれども、説明の仕方によっては、限度額
12万が上がってくるという形の中でいくと、先ほどの説明で軽減税率の人たちが50%以上を
超えていますよという話になってくるわけでしょう。さっきの説明、そうだったよね。とい
うことは、要するにまともに一生懸命払っている限度額いっぱいの人たちの負担がもっとど
んどん増えてくるよという、そういうとり方になるんだけれども、いいのかなと言っただけ
の話。説明はそういうことしなかったんだけれども、理論としたら、そうだよ。

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時06分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

歳入のほうで落ちがないのか、皆さん見ていただいて、いかがでしょうか。

ないようでしたら……

（「はい、ないです」の声あり）

○委員長（居山信子君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳入全般の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全般といたします。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○委員長（居山信子君） 再開いたします。

○13番（定居利子君） 246ページの保険事業費。特定健診共済事業費なんですけれども、これは歳入でもありましたけれども、何人ぐらいの試算でこの予算を組んでいらっしゃいますか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 特定健診につきましては、平成27年度は1,270人を一応見込んでおります。

以上でございます。

○13番（定居利子君） 1,720人を見込んでいるということの中で、大体どれぐらいの健診率を予定をしていますか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 平成27年度特定健診の受診率見込みですけれども、1,270人です。それで、一応33%を見込んでおります、受診率は。

○13番（定居利子君） 33%ということなんですけれども、国のほうでどれぐらいのパーセンテージをと、各市町に示していますか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 数的なあれはちょっと今、持ち合わせがございませんけれども、65とか70とか、そういった高い数字ですので、なかなか目標には達しないのが現状でございます。

以上でございます。

○13番（定居利子君） 町のほうでいろいろ広報も、特定健診の受診率を高めるためにやっ
ていらっしゃいますけれども、これは、なかなか一般の病院との関連がとれなくて、賀茂医
師会等との話し合いもしているという中で、やはり各病院とかクリニック等の連携をとりま
して、この受診率の高くなる方法というんですか、その話し合いのもとで、何かしらの結論
と言ったらおかしいんですけれども、そういう結果が出るように、そういう方法というの
はないのでしょうか。やはりクリニックとか病院で、皆さんドックとかいろいろ受けてらっ
しゃいますのでね、そういうのもすごくパーセンテージ高いと思うんですよ。そういうよう
な賀茂医師会といろいろごちゃごちゃあるということの中で、そういう連携というのとはとれ

ないものでしょうか。そうすると受診率は上がっていくと思うんですね。

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） 今の定居委員の質問ですけれども、まず、賀茂医師会のほかに静岡県予防医学協会、そちらとも昨年25年度から契約をしております。それプラス、今年度はうちと保健師のほうとも話をしまして、個人病院の方、個人病院でもやってくれるところがありますので、そこからもデータをもらおうと、それで、それを特定健診のシステムのほうへ入力すれば、特定健診としてカウントされるんですよ。その方法も今、模索しています。あと、人間ドックは当然データへ反映されますので、人間ドックを受けた方、町から補助した方には結果を下さいということでもらっていますので、受診率を上げるための対策は始めています。

○13番（定居利子君） 結構です。ほかの方で。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（藤井廣明君） ちょっと関連するんですが、いいですか。

今の人間ドックの中に、脳ドックというのもあるかと思うんですけれども、それについても補助というのはあるんですか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 脳ドックも当然同じ補助です。3万円限度で1万円負担ということになります。

○6番（藤井廣明君） はい、了解です。

○7番（栗田成一君） 今の人間ドックの話なんだけれども、高齢になると対象というか、そういう説明は聞いて承知はしているんだけど、どうも納得できない部分があるんだけど、これからずっと同じような考え方でいくわけだよな。県のほうであれしているのかな。その費用が何か出ているという説明だな。高齢者は、対象にならないではないですか、補助の。

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 栗田委員の質問ですけれども、うちの国保の場合は75歳未

満が国保です。75歳以上になると後期高齢者医療になりますので、ちょっと制度がないと思います。人間ドックの制度がないと思います。

以上です。

○委員長（居山信子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○2番（内山慎一君） 242ページのね、後期高齢者支援金の関係だけれども、一番初めの2億7,200万があつて、比較が1,995万少なくなっているんだけれども、これは前の年もちょっと見ると、高齢者の数が減っているというか、亡くなっている方ではないかと思うんだけれども、そういう状況が今後も続くのかどうか。高齢者なんかはね、後ほどの高齢者の関係等がありますけれども、この支援金が減額されたなんてことは、死亡の人が多くなったのかどうか、その辺をちょっと確認したいんです。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） この後期高齢者支援金の関係ですけれども、毎月、国保の方は75歳になると後期高齢者に移行します。そういったことで減額になっているのが理由だと思います。

○2番（内山慎一君） 現実に今の65歳以下の方が、65になると今度は高齢者になってしまうから、後期高齢者になるから、その数が減っているということね。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 75歳になりますと後期高齢者に移行しますので、それで国保が少なくなって、支援金が少なくなるということでございます。

○2番（内山慎一君） わかりました。

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時21分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑ありませんか。

○2番（内山慎一君） 244ページの6款の介護の納付金の2,400万減額されているんだけれども、この辺のところのちょっと説明をお願いいたします。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 介護納付金の関係の減ですが、これにつきましても国保の

場合、介護2号被保険者といひまして、40歳から65歳未満の方が介護保険の1号被保険者、介護保険特別会計のほうに納付する納付金でございます。これについては、今言いましたように、2号被保険者の減によるものが大きな減の要因でございます。

○2番（内山慎一君） これは、だから継続的にね、人口が減ってくるから当然どんどん減額されるような形になってきてしまうわね。そういう今度は逆に負担がね、介護のほうに負担がかかってくるということだね。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 介護の対象者が40歳から64歳ということで、人口は当然減る中で、落ちてきますので、納付金も毎年落ちるような、そういう形になろうかと思ひます。ただ、これは前々年度の精算等もありますので、それで今は昨年もそうです、今年も減になっていますけれども、来年については前々年度の精算によるものですから、その辺はちょっとはつきりはわかりませんが、一応は2号被保険者が減少することで減になっております。

○2番（内山慎一君） はい、わかりました。

○委員長（居山信子君） 質疑ありませんか。

○13番（定居利子君） 238ページなんですけれども、高額療養費、ちょっと内容を教えていただきたいんですけれども。こちら最高かかった人がどれぐらいか、何人ぐらい高額療養費がかかったのか、その内訳をお願いしたいと思ひます。

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） まだ今年度は途中ですので、最高金額かかった方はちょっとまだ、現在積み重なっていないので不明ですけれども、昨年は1人の方で1,000万円以上かかったという方が3名ほどおりました。やっぱり透析患者の方やがんの手術、心臓の手術をやった方でそういう方がおりました。

以上です。

○13番（定居利子君） 何名ぐらい。3名ですか。

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） 3名ぐらいが1,000万以上かかりました。費用額として。

○13番（定居利子君） 全体的に何名ぐらい高額医療を受けられたという方がいらっしゃいますか。

○健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） ちょっとストップしてもらっていいですか。

○委員長（居山信子君） はい、休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

- 委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。
- 13番（定居利子君） 高額療養費の限度額が年々少しずつ変わってくるんですけども、今年もちょっとパンフレットを見たら複雑になっていまして、一番上はどれくらいの金額になりましたか。
- 健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） 所得が600万以上の世帯の方ですと、15万円になります。
- 13番（定居利子君） 所得によってこの控除が違うということで、それは申告が終わりました、それで、もしそういうかかった方がいらっしゃった場合は、税務課から町民税等の申告があつて、これは決められるということですか。
- 健康づくり課国民保険係長（横山 昇君） そうです。前年の所得に応じて限度額が変わってきます。その書きかえが8月1日になります。8月1日から7月31日を期間として見ております。
- 13番（定居利子君） 了解しました。
- 委員長（居山信子君） ほかに質疑どうぞ。
ちょっと私から伺いたいのので、かわってください。
- 12番（居山信子君） それでは、238ページの2款保険給付費、一般被保険者の高額療養合算療養費の関係について、ちょっとこの事業内容についての説明をいただければというふうに思います。粗々承知はしておりますけれども、確認で伺いたいと思います。
- 健康づくり課長（鈴木秀人君） 高額医療合算の制度の内容でございますが、医療費が高額になった世帯に介護の受給者がいる場合、国保と介護の限度額をそれぞれ適用後、自己負担の減額を合算して、限度額を超えたときは申請していただくようになります。一応これにつきましても限度額がございまして、70歳未満の人で一定所得、所得が600万強の方については126万円、一般で600万以下の方が67万円が限度額になっております。それから、非課税世帯については、限度額が34万円ということでございます。
- 以上でございます。
- 12番（居山信子君） そうしますと、これから介護も増えていく中で、当然医療と介護の高額の対象者も増えてくるかなというふうに思うわけですけども、今後、健康づくり等、

介護予防等取り組んでいただく中で、本当にこの国保も介護も含めて、町民が元気でいてくださることが何よりも町の財政のために本当にありがたいことですので、しっかりと私たちも皆さんにお声かけをしながら、人間ドックを勧めたり、あるいはどこかいろんなイベントがあるときにお誘いをしたりというふうなことで、健康づくり、介護予防というものに努めていかなければいけないというふうに感じております。ありがとうございます。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 今の一般被保険者高額介護合算の医療費の関係ですけれども、これは実績からも余りないです。高額医療を支払った上での、また介護との合算ですので、国保についても介護についても余りこれは伸びないと思います。

以上でございます。

○12番（居山信子君） はい、了解しました。

○委員長（居山信子君） それでは、ほかにありませんでしょうか。

ちょっと目について、皆さんわからないようなところがありましたら、その辺のところ聞いていただくと、また、いろいろ理解も深まっていくかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○6番（藤井廣明君） 全般的なことにわたるかと思うんですけれども、先ほど特定健診なんかを33%ですか、健診の受検率といいますか、その方が受けていると言うんですけれども、受けていない方とのいわば病気にかかる率というか、病院に行く率というか、その辺の差というのがね、やっぱり健診を受けたほうがいいよというふうな話が、そういったデータというものは出ているでしょうかね。これはつまり、だって、町で進めて1,000何百万かけて特定健診を受検させているわけですよ。その費用に見合った効果というふうな形で、やっぱり受けたほうが病気にはかからなくなっているよとか、受けた人と受けない人のね、そういう差とか、その辺の何かデータで見やすいような、わかりやすいようなのがあればというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（居山信子君） 休憩しますか。

（「休憩してください」の声あり）

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

いかがでしょうか、皆さんのほうで。

（「なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、議案第24号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成27年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして、要望事項や希望意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。要望事項や希望意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） なしと認めます。

（「なしですか。あの……」の声あり）

○委員長（居山信子君） すみません。もう、委員長が一応なしと認めますと口上で述べましたので、申しわけありません。異議なしと認めます。よって……

（「異議でなくて附帯意見ね」の声あり）

○委員長（居山信子君） 休憩でいいんだね。

それでは、これで国保特別会計のほうの審議を終わりたいと思います。担当の皆様大変お疲れさまでございました。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○委員長（居山信子君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。

本委員会に付託されました議案第25号 平成27年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全部といたします。

なお、質問の際、予算書のページ番号を告げて、質問するようお願いいたします。

質疑ありませんか。

○2番（内山慎一君） さっきの質問に関連するけれども、258ページの後期高齢者の医療費の保険がね、475万8,000円減額されているわけだ。これはやっぱり人数の関係でしょうかね。その辺確認したいんだけど。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） この保険料につきましては、後期高齢者広域連合の試算による金額を計上してございますので、ちょっと細かい内容につきましては、こちらのほうではわかりませんが現状です。後期高齢者、増えていることは間違いないと思います。

○2番（内山慎一君） 今、私が考えていることと逆の話なんだけれども、これ、金額が減っているということは、人数が減っているということで解釈したんだけど、そうではなくて、逆にこれは増えているような部分があるということですか。歳入の部分でね。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 増えているということもあります。ただ、これも後期高齢者の方々の所得とかの状況もありますので、一概には言えません。ということで、今回は475万8,000円減額になったということですので、一概には言えませんので御理解願います。

○2番（内山慎一君） ちょっと確認の意味で。今言ったように人数だけではなくて、やっぱり所得だとか、そういうものの関係も生じるから、一概にそういうことは言えないということだな。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） そのとおりです。

○2番（内山慎一君） はい、わかりました。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（藤井廣明君） これの保険料の限度額と、それから平均のあれをもう一度ちょっと教

えていただけますでしょうか。平均の保険料です。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 後期高齢者の保険料でございますが、保険料については限度額が57万円です。それから、あと、均等割が3万8,500円。所得割が前年度総所得から33万円を引いたそれに対する7.57%を乗じた金額となります。

以上でございます。

これについては、平成26年度、27年度の保険料率となっております。

○6番（藤井廣明君） そうしますと、3万8,000円の均等割とそれから所得割がかかって、両方で大体平均して幾らぐらいというあれが出るんですか。1人当たりの保険料の件です。

（「人数で割ればいい」の声あり）

○6番（藤井廣明君） 人数で割ればいいんですけども、それはそうだけでも。

（何事か言う声あり）

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 1人当たりの保険料でございますが、4万3,773円が1人当たりの保険料でございます。

以上でございます。

○6番（藤井廣明君） はい、ありがとうございました。

（何事か言う声あり）

○委員長（居山信子君） よろしいですか。

○6番（藤井廣明君） はい。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成27年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして、要望事項や希望意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。要望事項や希望意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) なしと認めます。

以上をもちまして後期高齢者医療特別会計の審議を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時56分

○委員長(居山信子君) それでは休憩を閉じ、再開します。

本委員会に付託されました議案第27号 平成27年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

○6番(藤井廣明君) これは歳入の305ページになりますけれども、前年度に比べて7万8,000円ですか、減っている。その内容的には一番多いのは7万1,000減っている旅館組合の土地貸

付料が減っているということなのですが、これはどういった理由で減っているか、ちょっとその辺お聞かせいただけますでしょうか。原因です。減った原因について。

○企画調整課長（向井青一君） ただいまの質問ですが、貸付料につきましては、一応3年ごとに契約更新をさせていただいております。27年の10月で現在の80万という金額が今度60万という形で、3年ごとに20万ずつ減額していくというような内容の契約になっております。その関係で、月割りして8万3,000円を減額させていただいた内容でございます。

○6番（藤井廣明君） 当然旅館組合のほうとの話し合いというか、契約でそういうふうになっているという理解でよろしいですか。

○企画調整課長（向井青一君） そのとおりです。

○6番（藤井廣明君） 了解しました。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

○10番（鈴木 勉君） 今の306ページにね、見てもらうと、一番町が受け取れる配分金というのがここに計上されているわけですけども、この金額というのは現状の今のテングサ漁をする人の人数が非常に最低限の数字でいるわけなんだけれども、ここら辺のテングサ漁に対しての町のほうの考え方というのはありますか。何とかしたい、こうしたい、ああしたいとか、こうすべきだとかという、そういう、要するに増に向かって、ふやすことに向かって何かありますか。考え方というようなこと。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 一応町としましても予算のほうには何とかそういう、現在1隻ですので、ふやしていただければということで、常にお願いはしてございます。という中で漁業者のほうで、今年1月の総会でアクアリングを使用したテングサ漁ができるように規則改正をしたそうで、今後そういったダイバーを使った漁が可能になってくるということで、明るい兆しが若干見えてきたかなということで報告は受けてございます。

○10番（鈴木 勉君） あれかな、ちょっと俺、聞き違えたような気がするんだけど、テングサをとる方法を改良していきたいという、そういうことを今言ったわけですか。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） そうです。現在フルに操業して素潜りというか、ポンプを使った操業をしているんですけども、要はボンベを背負ったダイバーさんに依頼をしてやっていけるような、今まで規則改正がなかったものですから、そういったことができなかったということで、今後そういった方をお願いをしてやっていければ、大分テングサ漁も増えてくるかなということ。

○10番（鈴木 勉君） なるほどね。そういう形が、時代が来るといいけれどもね。質問で

はないです、今。

○委員長（居山信子君） よろしいですか。

○10番（鈴木 勉君） はい。

○7番（栗田成一君） 今の話も当然歓迎をするんだけど、漁協のほうで、今のそういうようなテングサだとか、いろんな資源があるわけだけでも、今のままでは、やっぱりとらないと、ああいうものは消滅してしまうというんだけど、その辺のことについて漁協としての将来的な何か考え方というのはあるのかな。それとも、こんなものは今のままでそのままいつているのか。危機感を持っているのだろうか、組合というのは。その辺のところはわからないかな。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 一応漁協としましても、漁業に関しては全般的に危機感を持っておられると思います。テングサ漁に関しては一応先ほども申しましたとおり、明るい兆しは若干見えてきたということで、今後期待をしていけると思うんですけども、あと、魚介類等に関してはなかなか漁業権の問題があって、前回に栗田委員、委員会のおきにもおっしゃられましたけれども、会報とかそういった話も常にさせていただいておりますけれども、なかなか難しい部分もありまして、漁業者を増やして漁獲量を上げようというのも、やっぱり漁業権の問題で難しいということでお伺いはしております。

○7番（栗田成一君） テングサなんか昔は子供がとったりしたんだけど、そういう雰囲気というのはね、漁協には関係なく、町の中でそういう雰囲気はないではないですか、今の子供。そういう話があるなんてことはないら、全く。無ではないですか、そういうことは。古くない。そういう関係ないこととしても。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 最近の子供は海で遊ぶということは余りないと思います。学校のほうの教育で、余り海で遊ばないようにということで大分教育がされているようなので、危険だということで、そういう話は伺ったことがございます。

○7番（栗田成一君） はい、わかりました。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（藤井廣明君） 関連するんですが、いいですか。

このアクアラングを使った漁法というのと、これは静岡県漁業調整規則か何かを変えてするような形になるのではないかなというふうに思うんですけども、そうしますと、今言ったようなテングサ以外にもこれは拡大というか、する可能性もあるのではないかなというふうに思うんですけども、現在のところ漁業調整規則の中のテングサだけに限定した改定とい

うことなんでしょうか。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 一応漁業から伺っている話ですと、下田漁業の総会に諮って規則改正をしたということで、テングサに限ってということでございます。

○6番（藤井廣明君） そうしますと、当然漁協の方がね、逆に今年年配の方が多いかと思うんですけども、アクアリングを今からつけてテングサ漁をやるということはちょっと考えられないので、当然ダイバーの人たち何かを雇うというふうな形になるのではないかと思うんですけども、そういったことを考えているわけでしょうかね。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） ダイバー、温泉場にありますがあいったダイバーをやっている方をお願いをして、アルバイト的にやっていただくということで、ただ、直接ダイバーの方が勝手に海に入ってしまうと、やっぱり漁業権の問題になるものですから、漁業権のある船に乗って一緒にやればオーケーだよということで、お伺いはしております。

○委員長（居山信子君） はい、よろしいですか。

○6番（藤井廣明君） 了解です。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（居山信子君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第27号 平成27年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして、要望事項や希望意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思っております。要望事項や希

望意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) なしと認めます。

以上をもちまして稲取財産区特別会計の審議を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○委員長(居山信子君) 休憩を閉じ、再開をいたします。

本委員会に付託されました議案第28号 平成27年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

○10番(鈴木 勉君) 315ページと、その次の317ページ、関連性でちょっと伺うんですけども、収益事業の収入額が一応前年度対比で減額されているわけですね。これの要因と、その見込んだ、減額をされた要因と、それから317ページを見ると、発電施設の保安委託料が2,000万だね。それについての事業費が要するに58万6,000円の増額になっているんだけど、ここら辺の売電収入が減って保安料が維持されていくと、増額か前年対比の維持だろうと思うんだけど、そこら辺の整合性はこういったふうに説明できるか、ちょっとお願いできますか。

○企画調整課長(向井青一君) 収入の要因、200万の減なんですけど、これにつきましては過去3年程度の平均値をとらせていただいて、今年も補正で減額をさせていただくんですが、こちらの売電収入につきましては、過去の発電量等を勘案しまして積算をさせていただき、減額というような内容にさせていただきました。

316ページの発電施設の保管理委託料ですか、この2,000万につきましては、一応毎月、月次点検、あと年次点検というような形のもの内容でございまして、こちらについては極端に売電収入が下がったから上がったから、高くなるとか安くなるとかいう内容のものでは

ございません。

○10番（鈴木 勉君） ということは、一応収入減の200万の減の見込みは数値だけの話であって、どこか故障するのではないとか、もっといい風が吹けば増えるのではないかとかという要因はこれに含まれていないということだよな。

○企画調整課長（向井青一君） その辺は故障とかは含んでおりません。

○10番（鈴木 勉君） 見込んでいないんだよね。

○企画調整課長（向井青一君） はい。当然、今年みたいに風が強過ぎたり弱過ぎたりして、1,200万程度ですか、減額させていただいたんですが、その辺は見えてなく、通常の普通に稼働していれば7,800万ぐらいは見込めるだろうというようなことで、風がよければもっと増える可能性もありますし、逆に風が今年みたいに強かったり弱かったりという日数が多ければ、その辺も多少減になるかと思います。

○10番（鈴木 勉君） はい、わかりました。

○6番（藤井廣明君） 316ページの歳出の中の基金積立金なんですけれども、前年よりもちよっと減額、66万3,000円ですか、しているその原因と、現在の基金積立額というふうなものはどのぐらいになっているかを伺いたと思います。

○委員長（居山信子君） 休憩しますか。

○企画調整課長（向井青一君） 休憩してください。

○委員長（居山信子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

○企画調整課長（向井青一君） 基金残高につきましては、一応26年度末で3,332万程度の見込みでございます。

それと、あと、基金の減額要因といいますのは一応、歳入歳出の出資の関係を出させていただきまして、残を積立金としております。当然、収入が今回200万ほど落ちていますので、その辺で下がっております。

○6番（藤井廣明君） 今の件は了解しました。

ただ、考え方としては、いわば黒字になった場合は積み立てていくんだというふうな考え方になっているかなというふうに思うんですけども、これは将来的に撤去しなくてはならない日というのが来るわけですね。既にもう10年方来ているわけですので、その際の撤去費というふうなものはどんなふうに考えているのか。発電基金の中からは考えているのか、それとも一般会計から考えているのか、その辺ちょっと承っておきたいんですが。

○企画調整課長（向井青一君） 撤去費用については一応基金積み立てで賄う予定となっております。一般会計の繰り入れ等は考えておりません。

○6番（藤井廣明君） そうしますと、撤去にはこれはやっぱり億単位の金がかかると思うんです。建設に5億円方かかっているわけですから、大体撤去にも同額とは言いませんけれども、半額でやるとか、あるいは1億、2億の金がかかるのではないかとというのが常識的に考えられるわけですが、現在3,332万だということであると、この先年々3,000万ぐらいいくというふうな形でなくて、現在10年間ぐらいやってきてね、3,330何万ですから、到底撤去費には基金からは不可能ではないかというふうに思うんですけども、そういうことで、ちょっと考え方として少し余ったら積み立てというふうな形ではなくて、やはりもう少し撤去に向けてきちんとした基金の積み立てをしていかないと、やはり課長がおっしゃるように、一般会計からは出さないというふうにおっしゃっていますけれども、必然的に出すことになってしまうのではないかと思いますので、その辺考え方をお伺いします。

○企画調整課長（向井青一君） 今のお話ですが、償還金が平成30年で終了になります。これは一応15年償還ということで、27年は12年目を迎えますが、平成30年で償還期限が終了ということで、元利償還金の金額が今2,450万程度ございますので、30年を越えればその金額が丸々残るというような形ではあるかと思えます。その辺は当然積立金に回るお金ではないかなと、当然故障があれば別なんですけれども、ないとするならば、稼働が一応20年ぐらいは稼働することなものですから、5年間は2,500万程度は毎年積み立てをしていけるのではないかと試算しております。ですから、その辺で当然一般会計からの繰入金がなく、風力事業会計から解体というんですか、できるかとは思われます。

○委員長（居山信子君） よろしいでしょうか。

○6番（藤井廣明君） はい。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（居山信子君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第28号 平成27年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして、要望事項や希望意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。要望事項や希望意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) なしと認めます。

以上をもちまして風力発電事業特別会計の審議を終わります。

大変お疲れさまでございました。

延会 午前11時17分

平成 2 7 年

特別会計予算審査特別委員会記録

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

東伊豆町議会

特別会計予算審査特別委員会（第3日目）記録

平成27年3月18日（水）午前9時29分開会

出席委員（6名）

2番	内山 慎一 君	6番	藤井 廣明 君
7番	栗田 成一 君	10番	鈴木 勉 君
12番	居山 信子 君	13番	定居 利子 君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（3名）

健康づくり 課長	鈴木 秀人 君	健康づくり課 参事	鈴木 嘉久 君
健康づくり課 介護係長	齋藤 和也 君		

議会事務局

議会事務局長 石井 尚徳 君

開会 午前 9時29分

○委員長（居山信子君） 定刻になりましたので、ただいまより介護保険特別会計3日目の会議を開かせていただきます。連日の会議でお疲れかと思えますけれども、御協力をまたいただきますようによろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計予算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました議案第26号 平成27年度東伊豆町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時31分

○委員長（居山信子君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

○2番（内山慎一君） 267ページの……

○委員長（居山信子君） 267ページだそうです。

○2番（内山慎一君） 歳入の第1款の保険料の関係ですけれども、4,336万5,000円が、昨年より増えているんですけども、これは、被保険者の増加の自然増かどうか、その辺の確認をちょっとしたいんですけども。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 今回、27年度の保険料の関係ですけれども、これは、27年度につきましては、介護保険は3年に一遍に介護保険事業計画を策定します。その中で、保険料を算定するような形になっておりまして、この3カ年の医療費の伸びやそういったものを勘案して、今回は保険料を算出させていただいておりますが、保険料につきましては、第5期に、平成24年度から26年度までの、前回の3カ年につきましては、基準月額が4,370円で

した。今回、議会でも上程させていただいたんですけれども、基準月額が4,840円ということで、今回は470円料金改定がされまして、それに伴い、保険料も4,336万5,000円増額になったということでございます。

以上です。

○2番（内山慎一君） 今、見直しがあったものについてはわかったんだけど、従来から上がっているのは、保険者についても、これは若干上がっているの。人間が多くなっているから。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 対象者につきましても、団塊の世代が入ってきますので、増加しております。

○2番（内山慎一君） 大体、年率でどのくらいずつぐらいアップしているかな、人員が。おおむねで構わないけれども、例えば10%変わってきているとか。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 介護係長、齋藤です。

昨年度当初予算では、5,128人を見込んでおりましたけれども、今年度につきましては、5,358人ということで、約230名程度の増加を見込んでおります。

○2番（内山慎一君） 率にすると何%ぐらいになる。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 4.3%程度の増加を見込んでおります。

○2番（内山慎一君） ありがとうございます。すみません、わかりました。

○委員長（居山信子君） 皆さんに申し上げます。担当の職員の皆さん、議案第26号の説明資料を、もし説明の中で、ちょっと何ページ、ここにこういうふうにあるよみたいに言っていただければ、それを開いてお話を伺えるものですから、大変ありがたく思います。

議員の皆さんはどうでしょうか。資料をお持ちでしょうか。

今も説明ありましたが、その資料の7ページに、今回の基準月額の出し方等が書かれておりますけれども、もしお持ちでないようでしたら、ちょっとコピーをさせますけれども。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時45分

○委員長（居山信子君） それでは、休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑ありませんでしょうか。

○6番（藤井廣明君） 今回の保険料の件で、説明があったんですけども、1割ちょっと過多くらい上がったというんですが、この上げる場合に、3年に一遍の見直しということなんです。これは課の中で、これくらい上げなければならないとか、というふうなこの検討をされるのでしょうか。どんなふうなシステムで1割強アップということが決まってくるのかという、その決まる過程をちょっと伺っておきたいと思うんですが、どうでしょう。

○委員長（居山信子君） ちょっと待って。

6番さん、今お手元にお渡ししました資料の7ページをあけていただいて、説明を聞いていただくとよろしいかと思っております。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 資料の7ページのほうから始まります。介護保険事業計画の概要で、その下に事業費の算定というところがございます。丸い円グラフから始まって……

○委員長（居山信子君） 7ページではなくて、何ページでした。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） ページでいいますと、最初の2ページです。ごめんなさい。2ページ目から始まります。

まず、介護保険事業というのは、国県町の負担金と、あと保険料から成っております。この円グラフのように、その利用給付費につきましては、居宅サービスと施設サービスで率が違っているんですけども、公費が50%、残りの半分が1号被保険者、65歳以上の保険料と2号被保険者、40歳から65歳までの2号被保険者の率によって賄うことになっております。

今回決めたこの1号被保険者22%分の保険料の算定の仕方につきましては、3ページ目以降になりますけれども、3年間の計画の中につくることになっておりますので、3年間の在宅系のサービスと施設系のサービスの給付費の見込みを24年、25年の実績に基づいて推計いたします。それが推計しているものが3ページ、4ページ、5ページというような形になります。

それから、1号被保険者、65歳以上の方の被保険者の推計も3年間行います。これが6ページになります。それらに基づきまして、全体の給付費のうち、その22%分が幾らかになるかというのが、7ページの計算になります。必要額が8億7,172万3,000円というふうになっておりますけれども、それを収納率とか、先ほどの3年間の被保険者の認定数、被保険者数で割りまして、さらにそれを12で割ると、月額、この金額に、4,840円になったというようなことで、これにつきましては、高齢者保健福祉計画策定委員会というのを3回ほど実施いた

しまして、その中で審議をしていただきました。それに基づきまして、この金額を算出し、審議していただいたところ、妥当であろうということで、この金額に至ったわけです。

以上です。

○委員長（居山信子君） ありがとう。

藤井さんよろしいでしょうか。

○6番（藤井廣明君） はい、よくわかりました。

○委員長（居山信子君） それでは、ちょっと私、聞きたいので。よろしいですか。

○12番（居山信子君） 12番です。

今、御説明いただきました保険料収納必要額というのが、この今年度、27年度は22%ということですが、たしか、5期のときは21%だったと思うんです。これの、ちょっと出し方も非常に細かいと思うので、課長、今、大まかにお話ししてくださるんですか。それとも、齋藤係長。

それについて伺いたいと思います。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） この21%から22%というのは、これは国のほうで決めたものですので。5期までは21%、これもその前は20%とかと、段階的に何年か一遍に見直しがされて、上がっているようですけども。

○12番（居山信子君） それは資料のどこにある。21、22とかという、国の何かはないの。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） その資料につきまして、ちょっとこちらには入っておりません。

○12番（居山信子君） それでは、副委員長よろしいですか。

○副委員長（栗田成一君） はい。

○12番（居山信子君） 2ページのところに保険料の推移がございますね。これを見ますと、当初、スタート当時が2,800円。それからずっと来まして、その21%だったときの第5期が4,370円。今回は、介護保険法の中で定められた22%という数字に基づいて算定がなされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） それも含めて、今回の21%から22%に引き上げた部分も含めて、被保険者の増とか給付費の増とか、全てを含めて、今回の4,840円という引き上げとなっております。

以上でございます。

○12番（居山信子君） それはわかるんです。増えた分がどうかというのは。言うなれば、

法的なあれが、今回、第6期は22%だよというのが、全国一律で出されてきたものだという
ことですね。

いいです。それについては了解しましたので。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） その1%分については、40歳以上65歳未満の2号被保険者
が29%から28%ということで、50%になりますので、そういったことで減になっております。
2号被保険者については。

○副委員長（栗田成一君） あとは委員長のほうに。

○委員長（居山信子君） では、戻していただきまして。

今の関連というのは、ちょっとほかにもいっぱいあるので、できたらほかに質疑していた
だきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時54分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

○2番（内山慎一君） 266ページのところに、歳入と歳出の関係で、重立った大きい項目で、
変動あるのは、保険料給付の関係だけれども、これは8,433万9,000円ですか、増えているわ
けだけれども、それが、277ページの1項にでこぼこがあって、大きい変動があるところにつ
いては、どういう要因で増えた、減ったというようなことについて、ちょっと教えてもらえ
ますか、一連のものを。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） それでは、介護保険給付費の26年度間の比較で主な
ものを御説明いたします。

275ページになります。

居宅介護サービス費……

○委員長（居山信子君） ちょっと待って。

275ページの。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 居宅介護サービス給付費で、主なものにいたしまし
ては、認定者の増に伴います訪問介護、通所介護、それから短期入所等の増によるものにな

ります。そして、3目地域密着型の介護サービスが4,700万ほど増になっておりますけれども、こちらにつきましては、26年度末に、小規模多機能型居宅介護が始まったことによりまして、27年度サービス給付費を見込んだというようなことで、その増ということになります。

そして、1ページおめくりいただきまして、施設サービス、5目の……

○2番（内山愼一君） ちょっと待って。26年度より小規模多機能型居宅介護事業所ね。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） はい。3月末で開設いたしまして、実質27年からサービスが始まるということで、その分を見込んでおります。

それから、次ページをめくっていただきまして、施設介護サービス給付、5目になりますけれども、こちらは少し減になってはいますが、これは、26年度の実績に基づいて、利用者等を推計いたしまして、特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、介護療養型施設という3つのサービスになりますけれども、それを少しずつ前年度下げたというようなことになります。

主なサービスといたしましては、以上になります。

○2番（内山愼一君） ありがとうございます、わかりました。

○12番（居山信子君） それでは、特別徴収、中身の関係なんですけれども、普通徴収とあるわけですが、普通徴収につきましては、特別徴収が年金ですので100%ですよ。

これが、今回6段階が9段階になったというふうに書いているわけなんですけれども、この段階ごとの見込みをどのように推計されているのか、1から9までの人数的なものを伺いたいと思います。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） それでは、特別徴収の9段階につきましては、推計を4,341人と見込んでおります。その内訳ですけれども、1段階が719名、2段階が380名、3段階が390名、4段階が689名、5段階が628名、6段階が687名、7段階が439名、8段階が228名、9段階が181名です。

○12番（居山信子君） そうしますと、普通徴収の徴収率の見込みはどれくらいで出しているのか、滞納繰り越し対策とか、いろいろあろうかと思いますが、その辺を教えて、普通徴収が1,017人ということですよ。ですので、それについて収納率をどんなふうに見込んで、算定をされているのかをお教え願います。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 普通徴収の収納率につきましては90%を見込んでおります。

○12番（居山信子君） 現在は。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 今現在は、26年の2月末現在になりますけれども、普通徴収で71.5%です。前年同月が75.2%なものですから、ちょっと下がっておりますけれども、あと3月2日に最後の納期がございますので、その分がこれから反映されますので、今現在はそういう状況になっています。

○12番（居山信子君） 副委員長、かわりましょう。

そうしますと、今ここで収納率、普通徴収90%で見込んでいるということですが、現状で、前年でも75.2%というふうなことからしますと、その辺の算定で大丈夫なのかなというふう

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 今、お話ししましたとおり、3月分というのが、これから入ってくるものですから、それを加味した最終的なものになっていきますと、昨年の実績でいきますと、79.7%程度の決算になっておりますので、今後、それに近づけるように収納対策をしていこうというふうに考えております。

○12番（居山信子君） すみません。

年金がない方がいらして、徴収にも御苦勞をされていることかと思えますし、今後、その方々の生活ぶりというようなこととかも考えていきますと、物価も上がり、さまざまなものが上がる中で、やはり徴収ということがかなり大変になっていくかと思うんですね。ない人からもらうというのも切ない話でして、あっても出さない人がいるのかもしれませんが、いずれにしても、その辺が一つの課題になるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 普通徴収になられる方というのは、今おっしゃられました無年金者、あるいは年金があっても18万円以下。それから65歳到達者の方々というような形になりまして、うちの町は普通徴収と特別徴収の割合が、県内でも普通徴収が高いほうの部類に入ります。やはり収入のない方から徴収するというのは、なかなか難しい、おっしゃられたとおりなんですけれども、地道に回っていくしかないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（居山信子君） 了解です。それではかわります。

それでは、質疑ありませんでしょうか。

○6番（藤井廣明君） よろしいですか。

271ページの基金繰入金のところ、前年度の1,161万から本年度は1円というふうになっ

ているわけですが、これは、繰り入れる必要がないから繰り入れなかったと、繰入金
を、準備金ですか、そこから繰り入れなかったという理解でよろしいでしょうか。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 介護保険は、3年間で必要な保険料を計算するとい
うような仕組みになっておりますので、3年間の最初の年については、繰り入れることを行
わず、2年目、3年目で準備基金から不足額を繰り入れて、賄っていくというような形にな
るものなもので、1年目は大体、繰り入れることはほぼこの市町もないのではないと思
われます。

○6番（藤井廣明君） ちなみに、この現在の給付費準備基金とかどのくらいあるものか、ち
よっと伺っておきたいと思います。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 26年度末で、細かい数字までちょっと記憶にないん
ですが、概算で8,300万ほどございます。これを26、27、28年の3カ年につきましては、5,300
万ほど取り崩して保険料が上がらないようにつくっているものですので、2年目、3年目の
給付の不足分については、それを充てるというような見込みで計画を立てました。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（藤井廣明君） ちょっと関連しましていいですか。

今聞くと、ちょっと一瞬不安にもなるんですけども、8,300万から5,300万に……

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○6番（藤井廣明君） ただいま説明いただいたんですけども、残高が8,300万くらいで、そ
の後2年間に、5,300万を取り崩して運営していくんだというふうな説明かと思うんですけれ
ども、そうしますと、2年後には大体3,000万ぐらいの残高になってしまうのではないかと思
うんですが、その辺、その先はどうなるのかというような、一抹の不安をちょっと覚えます
ので、この給付費の準備基金というふうなものへの積み立てといいますか、これはその先は
どんなふうに考えているのかということをちょっと安心のためにお答えいただくとうれし
いんですが。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 介護保険の事業計画というのは、あくまで3年スパンを考えておりますので、その中で準備基金から取り崩して、保険料の上がるのを抑えるというような仕組みになっております。なものですから、3年後にまた同じように、次期計画の保険料について見込むというような形になりますので、基金を、積み立てがどんどん増えてしまうと、ということは、そのお金を使って保険料を下げればいいではないかというふうには、逆に言われる性格のものになりますので、3年ごとに計画を見直してつくっていくというような形になります。

○委員長（居山信子君） 藤井さんよろしいですか。

○6番（藤井廣明君） はい、いいです。

○10番（鈴木 勉君） 今の藤井さんの質問は、3年間で5,300万を取り崩していくという形のもの、それを続けていったならば3,000万しか残らない。次の3年間に、この基金がゼロになってしまうぐらいに、値上げを抑えるために調節するのではないかということです。だから、ここに金が残っているから、保険料値下げしたらどうだとかという、そういう話ではなくて、次の準備をどういうふうにしていくのかということです。取り崩しばかり始めていたら大変なんだから、基金の調整というものに対しては、安定的な基金の残高というものも確保していく必要があるのではないのかなという質問なんだよ。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 3年ごとに見直すということになっておりますので、当然3年後に残りの基金がこれだけですよということが決まっていれば、その保険料のほうの見直しをするような形に。

○10番（鈴木 勉君） そうだろう。だから、そういう話をこの人は聞いたかったわけだから。

○委員長（居山信子君） ほかにありますか、質疑。

暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時19分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑どうぞ。

○6番（藤井廣明君） 今の介護認定審査会の関連なんですけれども、ちょっと伺っておきたいんですが、次のページの275ページの認定調査費というのが計上されていると思うんですけども、例えば、これを認定するには、どういう資格の方が認定するののかということと、それから、1件幾らくらい認定に費用かかっていますか。お伺いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） この2目の認定調査費につきましては、要介護認定につきましては、まず窓口で申請を……

（発言する人あり）

○委員長（居山信子君） すみません、私語はちょっとやめてください。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 窓口で要介護認定の申請をいただいた後に、主治医意見書というのを、かかりつけの先生にお送りいたします。それとあわせて認定調査員というのが、御本人の自宅、あるいは入院していれば入院先まで出向きまして、先ほど栗田委員のお話にあった調査項目を、本人から、あるいは家族から聞き取ります。その項目につきまして、コンピューターで入力し、1次判定というのを行います。それから、その1次判定と主治医意見書に基づいて、認定審査会というのを、月に3回程度開いておりまして、医師、それから保健部門、福祉部門の各委員から、それぞれの調査票と、主治医意見書をもとに2次判定というのを行って、介護度を決定するというような流れになります。それに基づく費用につきましては、それぞれ主治医意見書の先生への依頼のお金と、あと認定調査員の費用、それから審査会の委員につきましては、それぞれにお医者さんが2万円、一般の委員さんが1万1,000円というようなお金を支払っております。

以上が、審査会に係る主な経費というふうになっております。

認定調査員につきましては、町のほうで委託をしている調査員の人を雇いまして、県で行われている調査員の研修を受けていただいて、その方に各申請のあったお宅を回っていただいております。現在3名ほどの調査員さんが活動しております。

以上です。

○6番（藤井廣明君） その場合、その調査員の方の資格といいますか、それは今おっしゃったように町で推薦して県で研修を受けたりして調査員になるというようなことなんですけども、例えばこれは、介護福祉士であるとか、何とかという幾つかの国家資格があるかと思うんですけれども、そういったものは特に関係ないんですか。それを持っている必要があるとかないとか。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 調査員につきましては、資格は特にはありません。

ただ、現実に行っている方の中に、元そういう介護の職をやっていたことがあるので、そういう調査員をやりますというお方、ある方もいらっしゃいます。

○6番（藤井廣明君） わかりました。ありがとうございます。

○12番（居山信子君） 関連でいいですか。

今の、資格なしというふうなことなんですけれども、この調査員はあれですか、そうすると、臨時で雇うということですか。もう長くに、その3名は仕事をなさっているのか。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 皆さん、途中でやめられるという方もいらっしゃいますので、長くやられている方、もう、自分が介護に来てだから、4年以上、5年も6年もやられている方もいますし、あとは2年ぐらい、今現在はやられています。

○12番（居山信子君） 今、資格なくてもいいというのが、ちょっと私、気にかかったんですけれども。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） ですから、県の調査員研修というのを受けておりますので。

○12番（居山信子君） 期間はどのくらい。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 期間は、県の研修が年に2回から3回やっておりますので、その中で行っていただいて、後は毎年調査員の研修というのも県で実施しておりますので、そういうのにも参加していただいておりまして、やっていただいております。

○12番（居山信子君） 了解です。

○7番（栗田成一君） 当然参加する人は秘密の、そういう規定も当然あるわけだな。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 当然、守秘義務がありますので、その辺は他人に漏らさないようにというのは、当然。

○委員長（居山信子君） 皆様、質疑のほうはいかがでしょう。

（発言する人なし）

○12番（居山信子君） では、ちょっと何点か聞きたいと思いますので。

私のほうから伺いたいのは、今回の制度改正に伴いまして、改革の柱というのが、要支援1・2の人を対象にしたサービスが、国から町に移ってきているわけです。高齢者が介護施設に頼らなくても、自宅で生活しながらサービスを受けていくということが目的なわけなんですけれども、ちょっと心配な点は、施設等あるいはマンパワー等の不足、あるいは地域密着型云々というようなことのサービスが、ようやく小規模多機能等ができたわけなんですけれども、

本当にサービスの受け皿がきちんとなっていくのかどうかということが一番心配をするところではありますが、地域支援事業に移行させていくということで、一応、その移行期間が2018年の4月までというふうなことになって、3年間ほどの猶予はあるかなというふうに思いますけれども、それまでの準備の状況が非常に大事になってくるわけです。

ですので、介護保険計画等を見ていきますと、それに基づいた形の計画策定等もなされているわけですが、私は特にこれからのことの中で心配している点は、いつも一般質問等で申し上げております、高齢者の方が相談に行く場所、それから包括支援センターが、今、そこの2階の一番奥の隅のほうにあるというようなことから、ちっとも優しくない相談の態勢なんです。立って話をしなくてはいけない。かなりいろいろな課題を抱えている方が相談に行くわけですので、ちゃんとした形の相談する場所みたいなものが用意されていなければいけないわけです。お仕事の都合であそこに追いやられた、そういうような感じが見受けられるんですけれども。

この25年度の決算等も見ても、やはり、総合相談、さまざま権利擁護事業とかというような、あるいは、包括継続ケアマネジメント支援というようなことでの事業を行われているわけですが、この辺が、ケアマネジャーからの相談件数、かなり多いようですね、これは。これはケアマネジメントですのでいいんですけれども、総合相談というようなところが、一般の町民の方のものになってくるかと思えます。

○委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時41分

○委員長（居山信子君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

先ほど私が歳出のほうにまで質疑をしてしまいましたので、申しわけなかったですが、歳入のほうは、皆様、これで質疑がどうなんでしょうか。もう一度見ていただいて、落ちがなければ、歳出に移りたいというふうに思います。

（「いいですか、質問。始まったの」の声あり）

（「始まったよ」の声あり）

（「質疑はあります」の声あり）

(「歳入だよ」の声あり)

(「歳入」の声あり)

(「だから、歳入終わりましたよと言っているわけ、委員長は」の声あり)

(「そうか、ごめん、わかった。歳入だけやっていたのね。そうですか」の声あり)

○委員長(居山信子君) それでは、歳入についての質疑なしと認めます。

それでは、以上で、歳入全般の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全般といたします。

○10番(鈴木 勉君) 281ページを開いてくれる。

この中に、5目と6目について、ちょっと質問したいんだけど、この福祉器具の購入費というのが計上されているんだけど、この用具の購入費というのは、レンタルだとかという場合の支払いもこれに含まれるんですか。ちょっと5、6点に及ぶから一つずつわかりやすく聞きたいんだけど。

○健康づくり課介護係長(齋藤和也君) この5目につきましては、あくまでも購入になります。レンタルは含まれません。

○10番(鈴木 勉君) それで、平成26年度の購入した金額はあると思うんだけど、これは何人ぐらいが利用したんですか。

○健康づくり課介護係長(齋藤和也君) すみません。正確な数字は持っていないんですけど、こちらは介護予防、要支援1・2の方の福祉用具の購入ということになりますので、10名前後が見込まれております。

○10番(鈴木 勉君) 27年には10人という話。

○健康づくり課介護係長(齋藤和也君) 27年につきましては、15人を見込んでおります。

○10番(鈴木 勉君) 15人ね。

それと、住宅の改修費のほうについて伺いますけれども、これは減額になっているんですよ。それで、この26年度の改修した人は何人ぐらい実績があるのかな。

○委員長(居山信子君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

- 委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開いたします。
- 健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 27年度につきましては、14名を見込んでおりまして、1件当たり7万5,857円の費用を見込んでおります。
- 10番（鈴木 勉君） 今言われた、7万5,000円という数字は限度額。限度額というのがあるのかな。
- 健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 住宅改修につきましては、限度額は20万円までになっております。そのうち、この予防のほうで使われる方というのは、比較的手すりとか簡易なものが多いものですから、費用額的には、過去の実績に基づいて、費用が大体7万5,000円前後と15名程度ということで見込みました。
- 10番（鈴木 勉君） 予防者というのは、要介護の人たちにも、この改修は利用できると、そう理解していいんですか。
- 健康づくり課介護係長（齋藤和也君） そちらの方につきましては、ページ277ページの8目に居宅介護住宅改修費というのがございます。こちらが要介護1から5までの方の住宅改修費用というふうになります。そして、要支援の1・2、比較的軽度な方の住宅改修につきましては、281ページ。
- 10番（鈴木 勉君） 281が支援のほうね。要支援と要介護があるわけだな。私は結構です。
- 委員長（居山信子君） ほかに質疑いかがでしょうか。歳出です。どうぞ。
- 7番（栗田成一君） 今の関連で、その人にとっては、いろいろ生活がかなり厳しいから大変だろうと思うけれども、国保税とか、そういう同じ課でやっているものの徴収とうのは、当然、どういうふうにやっているのかな、そういう人は。
- 委員長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○委員長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

ただいまのは歳入だったようですので、歳出のほう、質疑ありませんでしょうか。

○2番（内山慎一君） 277ページの7目。

購入費が89万3,000円が158万3,000円になっているんだけれども、これらの見込みはどういうふうな見込みでやっていたんですか。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） こちらの福祉用具につきましては、前年度当初予算から比べて、利用者が26年度中増えておりましたので、補正で数字を上げております。それに基づいて、27年度も増えるであろうということで、26年度、前年度は29人、福祉用具購入の見込みで89万3,000円計上したんですけれども、増加が見込まれるということで、47名分を見込みまして、158万3,000円を計上させていただきました。

○2番（内山慎一君） そうすると計算額は、補正があるから、例えば、89万3,000円になって、120万とかそういう形になっているということだね。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） はい、そういうことです。

○2番（内山慎一君） はい、わかりました。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） すみません、よろしいですか。

この福祉用具購入とか、住宅改修費というのは、年によって、やっぱり利用する方と、年によってばらつきがあるものですから、なかなか難しい部分がありまして、今年度につきましては、こういう形で計上させていただきました。

○委員長（居山信子君） 質疑ありませんでしょうか。

○6番（藤井廣明君） いいですか。

289ページの地域支援事業費、5款のそこなんですけれども、かなり介護の人員も増えてきているし、事務なんかも煩瑣になってきているんで、徐々に人員なんかも増加しなければならないのではないかと思うんですけれども、現在、これは何人でやっていらっしゃるんですか。右のほうに職員給与というふうにありますけれども。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 地域支援事業につきましては、包括支援センターがかかわる事業になっておりまして、現在が3人で、それぞれ資格を社会福祉士、主任ケアマネ、それから保健師等ということで……

（「看護師ではないの」の声あり）

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 看護師ですけれども、保健師等ということで、その看護師も含むということになっておりますので、この3名で運営しております。

○6番（藤井廣明君） わかったんですが、私は、非常にこの部分は重要だし、どんどん増大する傾向にあるんで、この3人で大丈夫かなという気がするんですけども、その辺の不安といいますか、もう少し増額なんかの要求の予定とか、そういう方向はないのかなという思いで聞いているんですけども、どうでしょうか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 藤井議員のおっしゃるとおり、制度改正によって、認知症の推進やいろいろ包括支援センターの運営がかなり事務量が増えています。それとはまた、介護係全体についても、制度改正によっていろいろ仕事も増えるという中で、一応、来年度、町長はちょっとお話をさせていただいたんですけども、保健師を1名増やしたいなということは、町長のほうも言っておりますので、保健師になるのか、事務職になるのか、その辺はちょっとまだはっきりわかりませんが、将来的には増える可能性があるというようなことで御理解願います。

○6番（藤井廣明君） はい、了解。

○委員長（居山信子君） ほかに質疑はいかがですか。

○13番（定居利子君） 283ページの2款保険給付費の高額介護サービスについて、104万円ですか、増えた要因です。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） こちらにつきましては、当然、認定者数が増えることを見込んでおりますので、それに伴います支給の増ということになります。

○13番（定居利子君） 大体何名ぐらい増える見込みでしょうか。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 25名程度を見込んでおります。

○13番（定居利子君） 今年度は25名増える予定ということで、予算的にこう組まれているんですけども、団塊の世代がどんどん増えていく中で、この認定者も増えていくと思うんです。今後の対策等、どういう考えをもってらっしゃるか。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 要介護認定者が今後増えていくのは、当然自然増ということでも見込まれておりますけれども、うちの町は比較的、今のところ、65歳から75歳の前期高齢者といわれる方々が多いです。75歳以上の後期高齢者というのが、率的にはほかの市町に比べて少ないものですから、75歳以上になると、要介護認定というのが非常に急が増えてきます。なものですから、今後の3年間につきましては、まだ前期、要は元気でお若い高齢者が多いものですら、緩やかな伸びで認定者は増えていくのではないかというようなことを推計しております、その中で給付費なんかを見込んでいっております。

○13番（定居利子君） この認定者が緩やかに増えていく中で、担当課として、この認定者

が増えないように今後いろんな施策もあると思うんですけども、どういう考えありますか、難しいですけども。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） やはり、皆さんおっしゃっていただいているような地域支援事業の中の介護予防事業ということで、アスト会館とかいきいきセンター、保健センターで行われている各教室、こういったものの参加を呼びかけたりとか、あとはそれぞれ地区で行われているサロン活動とかというのもございますので、そういったところに体操の教室を、ミニ教室みたいな形で、熱川温泉病院の理学療法士さんなんかにも出向いていただくようなことも考えておりますので、そういったところで教室等運動を行っていただきながら認定を伸びないようにしていきたいなというふうには考えております。

○13番（定居利子君） 努力してください。

○健康づくり課参事（鈴木嘉久君） 今の補足ですけども、介護予防事業の充実ということで、係長のほうから答弁ございましたけれども、仕組みが、制度が変わりまして、今後もっと求められる部分が多くなるということの部分で、今、予防事業の中では、運動事業はもちろんですけども、認知症の予防対策も考えた中で、教室のくみ上げを実際に始めております。そして、今までの制度の中では、1次予防、2次予防ということで、65歳以上の方をそこで分けながらやっていたんですけども、そこをまぜて、さらに今後は要支援、その辺までのことを視野に入れた中で、ちゃんとフレームシフトをしていけるような形で、今後事業に取り組んでいく予定を立てております。

○13番（定居利子君） 努力していただきたいと思います。

○委員長（居山信子君） ほかにありますか。

○6番（藤井廣明君） 今の予防の件に関して、この前、笑いヨガというふうなものを町でやって、割と好評だったのではないかなと思うんですが、参加者なんか多かったし。ああいったものを例えばもう一つ、恒常的に、例えば週1回どこどこでやるとかというような考えはないですか。ああいったものもかなり、今言ったような精神的なあれなんかにはすごくいいのではないかなというふうな気がするんですが、介護予防ということで、事業の中に……

（「何ページ」の声あり）

○6番（藤井廣明君） いや、特にそれは載っていないんですけども、今いろいろ、アストでの活動とか何とかというふうに……

（「283ページのこれの費用がついたから大きくしろとかいうのなら今の関連になってくるんだよ」の声あり）

○6番（藤井廣明君）　そういう形で予防の一環として、そういうものを恒常的にやるようなものを予算に組み入れて、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うんですけども、どんなものでしょう。

○健康づくり課参事（鈴木嘉久君）　先日行われた笑いヨガ、これにつきましては、一般会計のほうになりまして、心の健康づくりという中で、今回行った事業でございます。ただ、そのときに、うちのほうの健康づくりの事業補助をしていただいている臨時職員等も参加をしていただいて、実際に経験をしていただいて、それを介護予防の教室の中でうまく組み入れることができないかということで、現在検討はしております。講師を務めていただいた高田先生からも、介護予防の事業でも使えるのではないかということで、直接御連絡はとらせていただいておりますので、今後事業に生かせるように努力していきたいと思っております。

（「1ページを戻してみて、この事業を聞けばいいんですよ」の声あり）

○委員長（居山信子君）　鈴木さん、質疑があるようでしたらどうぞ。

○10番（鈴木 勉君）　いいです、すみません。

○委員長（居山信子君）　10番、いかがですか。

○10番（鈴木 勉君）　僕はないですよ。

○委員長（居山信子君）　では、6番さん、よろしいんですね。

○6番（藤井廣明君）　はい。

○12番（居山信子君）　それでは、私のほうから。

（「ね、事業内容を聞けばいいんだよ」の声あり）

○副委員長（栗田成一君）　いいですか、ちょっと発言を求められているから、静かにしてくださいね。

○12番（居山信子君）　笑いヨガは、私も参加させていただきまして、我が家で実践しております。声を出して笑うということが、どんなにいいことかということはわかっておりましたけれども、がん細胞までやっつけるナチュラルキラー細胞が出るというようなこととかもあるようですので、今後の取り組み、今、藤井さんからの提案、大変いい内容かなとも思いますし、既にあれでしょうか、そちらは検討をもうしてくれているということのような御答弁でしたので、期待をしたいというふうに思います。

あと、地域包括ケアというふうなことでは、今後包括支援センターが新たにきちんとした位置づけもされる中で、先ほど職員を1名増員をするというふうなことでありましたが、今現在、保健師ではなくて、担当は看護師だと思っておりますね。やはりそれぞれ高齢者の自宅な

どで状況を見ても、まずやはり栄養面で非常に偏りがあつたり、大変心配なところが見受けられますので、新しく増員する包括支援センター職員につきましては、保健師を何とかそこに配置をしていただくように努力を望むものでございます。

あわせて、せんだって行われました介護の認知症の見守りネットワークサービスの講座が開かれていたようですけれども、現在、今、認知症の方がそこに参加をされて、自分自身でもこういうふう地域の中でやっているという体験を踏まえたお話があったというふうに聞いています。心配なのは、包括支援センター職員が認知症サポーター養成講座などをいまだにやってはいないかなと思うんです。サポーターがやっているかとは思いますが、その先進地の富士はたしかそれを外していると言っていました。職員にサポーター養成講座をさせていないというふうに聞いております。

今後、さまざまな制度改革の中での地域支援事業ということを進めていくには、包括支援センター職員がそれから外れるということを経験した上での取り組みがなされていかなければいけないのではないかなというふうに思いますし、あわせて先ほど申し上げましたけれども、相談体制、その場所が余りにも思いやりもなく、心配りもない体制の中では、相談に行っても、現状のあの場所では非常に相談に行きにくい、話も聞いてもらいにくい課題がありますので、今後いろいろ予算が計上されておりますけれども、きめ細やかな取り組みをしていっていただきたいなというふうに思います。

それと、地域包括ケアシステムというふうなことで、さまざま市町が直接指導監督する地域密着型のサービスというふうなものが創設をされてくるわけですので、やはりそのサービスの質の向上等、きちんと法に基づいた、そういう取り組みをしていただかなければならないのではないかなというふうに思いますもので、その辺のところを御答弁をいただければというふうに思います。

(「ちょっと休憩とってください」の声あり)

○副委員長(栗田成一君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○副委員長(栗田成一君) 再開します。

○健康づくり課介護係長（齋藤和也君） 認知症サポーターのサポート員の養成につきましては、今年度、県で、下田のほうで研修講座を実施いたしまして、町からも何名か参加していただいておりますので、その方も含めて来年度以降、養成講座を行っていくということで、職員の参加はなるべく少なくなるような体制は、既に準備はしております。

それから、包括の場所につきましては、今までも再三お話をしているとは思いますが、やはり総合相談ということで、横の連携が必要な相談もございますので、福祉係と同じフロアということで、また、相談室なんかを利用してやっていければというふうに考えております。

包括支援システムにつきましては、今現在うちの町、かなり取り組みが進んでいる、包括支援センター職員が頑張ってくれておりますので、そういった県の研修なんかでも講師というか、ほかの市町への普及ということで、依頼を受けて行ったりしているような部分もございますので、引き続き充実を図れるようにやっていきたいというふうに思っております。

○12番（居山信子君） 今のことでさらに伺いたいのは、もちろん仕事の状況である場所というのはわかるんですが、プライバシーが守れないというふうなことが一つございます。そして、高齢者の相談の窓口ということで、あそこで立って話しということではなく、もちろん相談室というふうなこともありましたけれども、細かなそういう取り組みをしていきたいと思います。と、とっても敷居が高くて、包括支援センターに気軽に相談に行ける、本当は従来のような形で、元のヤオハンの場所にあたりとか、あるいは1階の場所にあたりとかというふうなことが望ましいわけですが、普通ならば大きな市町は1カ所ではなく、それぞれ委託をして、地域包括なんかの仕事に取り組んでいるところとかもあろうかと思いますが、今回制度がまた大幅に変わってくる中では、余り優しくない相談体制だというふうに、私は言わざるを得ないというふうに思います。その辺のところは今後の課題として検討を望むものでございます。

はい、結構です。

○委員長（居山信子君） それでは、ほかに質疑はいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、議案第26号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 平成27年度東伊豆町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会の問題として要望事項や希望意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。要望事項や希望意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(居山信子君) なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時15分

○委員長(居山信子君) それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

以上で、本委員会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

なお、委員長報告書につきましては、3月25日の本会議前、事前に皆さんにお示ししたいと思います。来る3月23日午後3時より検討いたしたいと思いますので、御出席をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。御協力ありがとうございました。

延会 午前 1 1 時 1 5 分

平成 2 7 年

特別会計予算審査特別委員会記録

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

東伊豆町議会

特別会計予算審査特別委員会（第4日目）記録

平成27年3月23日（月）午後3時00分開会

出席委員（6名）

2番	内山 慎一 君	6番	藤井 廣明 君
7番	栗田 成一 君	10番	鈴木 勉 君
12番	居山 信子 君	13番	定居 利子 君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（なし）

議会事務局

議会事務局長 石井 尚徳 君

開会 午後 3時00分

○委員長（居山信子君） 定刻になりましたので、会議を始めます。

ただいまの出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計予算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、予算審査に伴う委員会報告書の検討についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 4時00分

○委員長（居山信子君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

委員長報告書について、訂正および追加ですが、先ほど皆様からいろいろ御指摘をいただきましたもので、それをまた修正をして反映させていきたいと思えます。

ほかに追加はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） なしと認めます。

これをもって、特別会計予算審査特別委員会を閉会いたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（居山信子君） 御異議なしと認めます。

よって、特別会計予算審査特別委員会を閉会することに決しました。

これをもちまして特別会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変にありがとうございました。

閉会 午後 4時00分